

平成30年3月第1回八街市議会定例会会議録（第4号）

1. 開議 平成30年2月23日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

1番 山田雅士
2番 小澤孝延
3番 角麻子
4番 鈴木広美
5番 服部雅恵
6番 小菅耕二
7番 石井孝昭
8番 桜田秀雄
9番 林修三
10番 山口孝弘
12番 川上雄次
13番 林政男
14番 新宅雅子
15番 加藤弘
16番 京増藤江
17番 丸山わき子
18番 小山栄治
19番 木村利晴

1. 欠席議員は次のとおり

11番 小高良則

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

○市長部局

・議案説明者

市	長	北村新司
副市	長	松澤英雄
総務部	長	山本雅章
経済環境部	長	江澤利典
建設部	長	横山富夫
会計管理者		金崎正人
財政課	長	會嶋禎人

国保年金課長 吉田正明
下水道課長 中村正巳
水道課長 山本安夫

・連絡員

秘書広報課長 鈴木正義
総務課長 大木俊行
社会福祉課長 日野原広志
農政課長 相川幸法
道路河川課長 中込正美
市民課長 春日葉子
障がい福祉課長 廣森孝江
子育て支援課長 高梨富美子
健康増進課長 石井健一
市民協働推進課長 古内博

○教育委員会

・議案説明者

教 育 長 加曾利 佳 信
教 育 次 長 村 山 のり子

・連絡員

教 育 総 務 課 長 川 名 弘 晃

○農業委員会

・議案説明者

農 業 委 員 会 事 務 局 長 梅 澤 孝 行

○監査委員

・議案説明者

監 査 委 員 事 務 局 長 内 海 洋 和

○選挙管理委員会

・議案説明者

選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長 大 木 俊 行

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事 務 局 長 川 崎 義 之

副	主	幹	小	川	正	一	
副	主	幹	中	嶋	敏	江	
主		査	須	賀	澤	勲	
主	査	補	嘉	瀬	順	子	
主	任	主	事	藏	村	隆	雄

.....

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程（第4号）

平成30年2月23日（金）午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

○議長（木村利晴君）

ただいまの出席議員は18名です。議員定数の半数以上に達していますので、本日の会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

日程に入る前に報告します。

最初に、林修三議員より、一般質問をするにあたり参考資料の配付依頼がありましたので、配付しておきました。

次に、本日の欠席の届け出が小高良則議員よりあり、本日予定の個人質問について取り下げの申し出がありました。

次に、本日から2月26日までの欠席届が田中高齢者福祉課長よりありました。

以上で報告を終わります。

日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

傍聴の方に申し上げます。傍聴人は、傍聴規則第8条の規定により、議事について可否を表明、または騒ぎ立てることは禁止されております。なお、議長の注意に従わないときは、地方自治法第130条の規定により退場していただく場合がありますので、あらかじめ申し上げます。

順次質問を許します。

最初に、公明党、角麻子議員の個人質問を許します。

○角 麻子君

おはようございます。公明党の角麻子でございます。

通告に従いまして、順次ご質問させていただきます。今回は、教育問題、雨水問題、まちの活性化の3項目、質問させていただきます。

それでは、教育問題、要旨（1）色覚異常の児童・生徒への対応について、伺います。

学校では、児童・生徒が安全で健康な学校生活を送ることが求められ、健康管理面や教育活動上で何らかの配慮を必要とするような状態について、健康診断、保健調査、健康相談などを通じて把握しています。色覚異常の児童・生徒についても、教育活動上の配慮が必要であると考え、これまで健康診断の際に色覚検査を実施していました。しかし、近年、色覚異常についての理解が進んだのと、色覚検査で異常と判別される児童・生徒でも、大半は学校生活に支障がないという認識のもと、平成15年から、学校における定期健康診断の必須項目から色覚検査が削除され、現在は希望者だけが個別に受ける検査になっております。

そこで、①本市の色覚検査の現状について、伺います。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

色覚検査は、近年、色覚異常についての理解が進み、大半は学校生活に支障はないという

認識のもと、平成15年4月より、健康診断の必須項目から削除されました。平成26年に学校保健安全法施行規則の一部が改正され、児童・生徒が自身の色覚の特性を知らないまま進学、就職で不利益を受けることがないように適正な対応をすることとされ、本市においては小学校4年生の希望者に対し、検査を実施しております。平成29年度の実施率は64.6パーセントでした。

○角 麻子君

では、②保護者に対し色覚検査についての周知はどのようにしているのか、伺います。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

毎年、各校で実施している保健調査票の4年生の調査項目の中に検査希望の有無を記入する欄があり、検査の機会を設けております。保護者の同意のもと、検査にご理解をいただいています。検査にあたっては、検査の内容を保健だより等を通じ、必要に応じて保護者へ知らせ、個別の相談があった場合には医療機関での精密検査を勧めるなどの対応をしております。

○角 麻子君

ありがとうございます。

4年生のときに保健調査票の記入をもって希望者を把握しているということですが、ちょっとここにコピーをいただいています。こんな感じですね。見てみると、どこにも、調査票の中には、どこにも先天色覚異常に関する説明は一切載っていません。でも、どのくらい、果たして保護者が先天色覚異常の知識を持っているのでしょうか。保護者が保健調査票を読んでも、ただ、希望の有無に丸を記入するだけとなると、検査の意味や大切さなどを理解しないまま、よくわからないから希望しないとなるのではないのでしょうか。

先天色覚異常の受診者に関する日本眼科医会の調査では、本人や保護者が色覚異常を知らなかったというのが小学生で6割、中高生では約半数を占めていたそうです。公益財団法人日本学校保健会は、平成23年に文部科学省の依頼を受け、「今後の健康診断の在り方に関する調査」を、全国1万351校を抽出し、実施いたしました。その調査の結果を踏まえ、平成24年から25年度に「今後の健康診断の在り方等に関する検討会」が文部科学省に設置、検討を重ね、意見書が提出。これを受け、平成26年に学校保健安全法施行規則の一部が改正され、平成28年度より施行されました。その改正内容には、色覚の検査を未実施のまま、就職等に際して不利益を受けることのないよう、保健調査等を通じ、積極的に保護者等へ周知を図るとあります。

先ほど教育長もお話しされたと思いますが、日本学校保健会は、色覚異常に関する説明や検査を実施する理由などを記載した保護者宛ての色覚検査申込書様式例を作成しております。今、その紙がちょっとピンクなんですけど、こんなものがないのではないかとというのが例として出されて、作成されております。そこにはしっかりと、ちょっと読ませていただきます。

先天色覚異常は男子の5パーセント、20人に1人、女子の約0.2パーセント、500

人に1人の割合に見られます。色が全くわからないのではなく、色によって見分けにくいことがある程度で、日常生活にはほとんど不自由はありません。しかし、状況によっては色を見誤り、周囲から誤解を受けることや、色を使った授業の一部が理解しにくいことがあるため、学校生活における配慮が望まれます。本人には自覚のない場合が多く、検査を受けるまで、保護者もそのことに気付いていない場合が少なくありません。治療方法はありますが、学校生活を送る上で、また進学、就職に際して自身の色の感じ方を知っておくためにも大切な検査ですということで、しっかりと、検査がいかに大切なのかという、ちゃんとこういうものが載っております。

実際に学校で配られるものには、先ほどの保健調査、これだけでした。しっかりこういう例がありますので、ぜひ保護者に対し、色覚検査について周知する際に、この色覚検査申込書の例を用いていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○教育次長（村山のり子君）

お答えいたします。

児童・生徒が自身の色覚の特性を知らないまま、進学、就職で不利益を得ることがないように、保護者に対しまして、理解しやすく丁寧な説明をするよう努めてまいります。

○角 麻子君

ぜひよろしく願いいたします。

また、日本学校保健会は、小学校低学年では、色覚異常の児童は色を見誤り、周囲から誤解を受けやすく、また色を利用した学習内容も多いため、色覚検査は低学年での実施がよいとしています。また、進学、就職を見据えて中学1年生に再度、検査の希望調査をするのが望ましいとしております。浦安市では、現在、検査対象学年を小学4年生から1年生に変えており、検査希望率も80パーセントを超えているそうです。

本市も、検査希望率を上げるために、現在の検査対象学年を小学4年生から1年生に変えることはできないでしょうか。

○教育長（加曾利佳信君）

お答えいたします。

今、議員の方から本市では小学4年生で実施している、希望者ですけれども、実施しているものを1年生にというご意見がございました。私どもは今までも小学4年生でやっておりましたが、それ以前の学年であっても、担任の方が色覚異常ではないかと気付いた場合には保護者等に連絡して、また検査しているケースもございます。

今ありましたように、小学4年生で行っているものを1年生に下げるとするのは、ちょっと今後、養護部会、そして校長会とも諮りながら前向きに検討させていただきたいなと思ってございます。

○角 麻子君

ありがとうございます。ぜひよろしく願いいたします。

自身の色覚特性を知ることで起こり得る、さまざまなトラブルを避けるためにも、児童・

生徒には学校での色覚検査を積極的に受けてほしいと思います。色覚異常の頻度は、およそ男子の5パーセント、女子の0.2パーセントとされています。色覚検査が必須項目から削除されたことで、本人が色覚異常に気付いていないまま生活している中高生が約半数いたことも、日本眼科医会の調査でわかっています。このことで、教職員も色覚異常について、正しい知識と、学習、進路のそれぞれにおいて、適切な指導を行う必要があると思います。

そこで、③教師による児童・生徒への配慮事項をどのように徹底しているのか、伺います。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

文部科学省より出されている色覚に関する指導の資料等を活用し、色覚異常に関する知識、理解を深め、見分けにくい色の組み合わせをしないよう、共通理解をしております。具体的には、黒板の色の使い方を工夫すること、グラフ等の提示資料には判別しにくい色を使用しないこと等です。また、教員研修で養護教諭等が色覚に関する内容を取り上げ、全職員が理解を深め、適切な対応ができるように努めております。どの学級にも色覚異常がある児童・生徒がいる可能性を踏まえ、学校生活全般を通じて配慮をしております。

○角 麻子君

全国の調査では、小学校で絵の具を使う授業で、葉っぱの色使いがほかの子と違うのをからかわれたとか、また、先生に、ふざけないようにと注意されたなど、そのようなトラブルの事例がありますが、本市でもこのようなトラブルというのは、事例はありますでしょうか。

○教育次長（村山のり子君）

特に、教育委員会では、そのようなことは確認しておりません。

○角 麻子君

進路、就職におけるトラブルも、事例が出ております。これは、場合によっては本当に一生に関わる問題です。色覚制限のある職業や資格などの特別な学校のほか、色覚異常が不利になる職業や作業などもあります。

このような情報は、どのように生徒に周知しているのでしょうか。

○教育長（加曾利佳信君）

お答えいたします。

今、議員から、将来の就職、進学等で困るケースもあるので、その辺の指導をどのようにしているかという質問だったと思いますけれども、特別にそれを取り上げて指導する時間はないと思いますが、保健体育の時間、そして一番よくわかるのが、図工の時間に色を使いますので、また理科の実験もそうですけど、そういう場合に、先ほど私が言ったように授業中にそういう支障があった場合には、支障が見られる場合には、保護者等を通じて、今後どうしていこうかという、そういう相談まで広げていくことも可能かと思えます。

私も小学校の教員でございましたので、そのときに何人か、色覚異常の児童・生徒と接したことはございますが、その場合も保護者と丁寧に今後について話し合う、そうすれば学校と保護者が連携をとりながら、その子の将来についての的確にアドバイス、そして進路指導で

きるのではないかと考えております。

○角 麻子君

ありがとうございます。

では、学校で使われているチョークなのですが、黒板上に、赤、緑、青、茶色などの暗い色を使うと見えにくいことから、主に白と黄色のチョークを主体にしております。今は、色覚異常対応のカラーチョークも存在しております。赤色チョークは、朱色に改善され、見えやすくなっています。現場の声をちょっと聞いてみると、朱色があればぜひ使ってみたいという声もあったのですが。

そこで、④赤色よりも見やすい朱色のチョークを使用してみたいか、伺います。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

板書の文字については、白または黄色を用い、全ての児童・生徒が見やすい環境に配慮をしております。赤色のチョークなどは、文字を囲むこと等、必要最小限とし、使用する際には言葉での補足をするなど、混乱が生じないようにしております。

朱色のチョークについてですが、最近、色覚対応チョークが発売され、千葉県では松戸市において、次年度より全小・中学校で導入されるそうです。本市においても、早期導入に向けて対応してまいります。

なお、既に八街市の教育委員会ではチョークの現物を手に入れておりますし、今後、現場でどのように使われているのかは、研究していこうと思っております。

○角 麻子君

ありがとうございます。

ぜひ現場の声を確認していただき、何よりも児童・生徒が学校生活を健やかに過ごせるよう、今後も配慮していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは次に、要旨（２）就学援助について、質問いたします。

経済的に困窮している世帯が、ランドセル購入などの小学校入学準備費用を用意しなくても済むように、義務教育の就学援助の入学前支給が全国の市町村で広がっております。本市も、今年から入学前の支給が始まります。私も大変うれしく思っております。

そこで、①対象人数と申し込み人数を伺います。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

入学準備費の対象人数と申し込み人数についてですが、平成30年度、新小学1年生の入学予定人数は2月1日現在で439名です。その中で、入学準備費の入学前支給について、申し込みをされた方は32名です。割合で言いますと、およそ7.3パーセントです。

○角 麻子君

ありがとうございます。

では次、②この制度の周知はどのようにしているのか、教えてください。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

就学援助制度について、ホームページや、広報やちまたにて周知しております。小・中学校に在籍する児童・生徒の保護者には、学校だより、学年だよりで周知しています。また、今年度は全児童・生徒の保護者へ、援助対象となるおおよその目安を掲載した就学援助制度の文書を本年1月に配布いたしました。また、ホームページにて同様の内容を発信しているところです。新たに小学校に入学する児童の保護者には、就学時検診にて入学準備費の入学前支給も含め、詳細を説明しております。なお、説明会終了後も会場に残り、質問等を受け付けし、制度の利用を保護者等へ勧めております。

○角 麻子君

ありがとうございます。

経済的に困窮している全ての世帯に、漏れのないように周知していただけますよう、今後もしよろしく願いいたします。

では、次の質問事項（2）雨水問題について、質問させていただきます。

要旨（1）雨水利用推進法について、お伺いいたします。

近年、流域の社会構造の急激な変化や地球規模の気候変動により、水循環にさまざまな影響が生じております。このため、水資源の有効な利用を図り、あわせて下水道、河川等への雨水の集中的な流出の抑制へ寄与することを目的として、平成26年5月に雨水利用推進法が施行されました。降水量が1時間50ミリメートルを超えるようなゲリラ豪雨が年々増加する一方、宅地造成によって雨水が地下へ浸透せず、下水道や河川などに一気に流出するため、浸水被害が起こりやすくなっております。雨水利用推進法では、雨水は流せば洪水、受けてためれば資源という考えに立ち、国の建造物などに貯留施設に関する設置目標を設定する、地方自治体による助成制度を国が財政支援する、調査研究の推進及び技術者の養成に努めるなどが骨子となっております。

そこで、①雨水を貯留する施設を家庭や事業所、公共施設に設置することを通じ、トイレの洗浄水や散水などに有効利用することが規定されているが、本市の取り組みの状況を伺います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

平成26年5月に「雨水の利用の推進に関する法律」が施行されたところでございます。これは、各家庭やビル等の建築物で雨水を貯留すると、日常的に散水や洗車等に使用したり、災害などの非日常の生活用水に利用できるほか、雨水の集中的な流出を抑える効果から、都市型洪水の防止等を目的としております。また、地下に浸透させれば、環境保全や地下水涵養効果が期待できます。

なお、本市では、開発行為申請にあたり、雨水の流出抑制を目的として、雨水を区域外に放流する際の雨水排水計画の立案や、河川管理者との協議に関する一般事項を「千葉県にお

ける宅地開発等に伴う雨水排水・貯留浸透計画策定の手引き」をもとに、開発事業者への指導を行っております。

○角 麻子君

では、②雨水利用への普及啓発などの広報の考えはあるのか、伺います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

現在、貯留施設による雨水利用の実績はございませんが、今後、雨水利用の推進につきまして、調査研究してまいりたいと考えております。

○角 麻子君

この法律は、雨水の有効利用を推進するためのものであり、いかに市民に雨水を使ってもらえるか、市として積極的に周知していくべきだと思いますので、いま一度、いかがか、お伺いいたします。

○建設部長（横山富夫君）

雨水の抑制もありますけれども、有効利用もかねている法律でございますので、今後、調査研究してまいりたいと考えております。

○角 麻子君

家庭や事業所などに、雨水貯留施設としてタンクを設置するのに助成金制度を設けている自治体が増えております。雨水貯留タンク、いわゆる雨水タンクとは、雨水を利用するために、屋根に降った雨水が雨どいを通り、排水される途中、雨どいの一部に集水器を取り付け、雨水をためるためのタンクです。この雨水タンクは、阪神淡路大震災、東日本大震災以降、地震などの自然災害時の断水対策、防災グッズとして、今、注目をされております。

東日本大震災のとき、ニッカウイスキーの工場がある仙台市の地域の方は、不要になったウイスキー樽を利用して雨水をためていたため、トイレの雑用水などに使えて非常に助かったそうです。災害時以外でも、ためた雨水はガーデニングの水やり、洗車や夏の散水に利用することもできます。

世田谷区では、世田谷ダム構想という取り組みをしており、豪雨対策として、雨水タンクや雨水浸透ますの導入に力を入れております。市民が雨水利用を意識し、各家庭において雨水をためるようになれば、少しでも洪水の抑制になるのではないのでしょうか。

そこで、③として、雨水貯留タンクを新設する家庭に助成制度を導入してはいかがか、伺います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

雨水貯留タンク等の雨水利用施設を設置することにつきましては、雨水を生活用水として利用したり、河川等への集中的な流出を抑制するために効果的であると考えておりますので、助成制度につきましても、先進地事例を参考にいたしまして、調査研究してまいります。

○角 麻子君

ありがとうございます。

雨水貯留施設は、家庭だけでなく、例えば学校などへの設置をすれば、避難場所にもなっておりますし、災害時に役に立ちます。また、子どもたちが日頃から花壇に水を利用すれば、雨水の大切さ、重要さを知り、そして環境、教育の面から、とても大切なことだと思います。学校に雨水タンクの設置を提案いたしますが、いかがでしょうか。

○教育次長（村山のり子君）

お答えいたします。

学校等で雨水タンクが設置可能かどうか、今後それも含めまして検討させていただきたいと思います。

○角 麻子君

この法律の目的である、雨水の有効利用を自治体自身が推進していくという姿勢をぜひ示していただきたたく、また普及促進ということで啓発をしていただきたたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次に行きます。質問事項3、まちの活性化について、質問いたします。

要旨（1）落花生まつりについて、質問させていただきます。

昨年行われました落花生まつりは、特に遠方からもたくさんの方が来てくださっていて、大変好評だったと、私も行かせていただいて、感じ取れました。

そこで、①今回は予算が大きく拡大されますが、どのように内容が充実されるのか、伺います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

やちまた落花生まつりにつきましては、昨年の9月24日に初めて開催したところ、市内外から3千500人を超える方の来場がございました。このため、新年度につきましては来場者数を4千人と見込みまして、試食や試飲に係る経費などを増額したほか、仮設のステージとトイレ2基を賃貸借する計画でございます。また、千葉県との協議が必要ではありますが、可能であれば、平成30年の秋にデビューする予定の落花生新品種、千葉P114号のPRにつきましても、やちまた落花生まつりの中で実施してまいりたいと考えております。

○角 麻子君

開催の時期、また今後のスケジュールはどのようになっているか、大体で構いませんけれども、教えていただけますか。

○経済環境部長（江澤利典君）

開催の時期なんですけど、実は今月、実行委員会を開く予定になっております。その中で時期、あとイベントの内容等々を決定していくことになっております。今年度は9月24日ということで行いましたけれども、その辺をにらみながら、実行委員会の方にかけていきたいというふうに考えております。

○角 麻子君

昨年行ったとき、アンケートをとったと思うんですが、その内容をしっかり反映するという方向でよろしいでしょうか。

○経済環境部長（江澤利典君）

今年度、第1回目ということでやらせていただいたわけですがけれども、アンケートで市内外からの方々のアンケートをいただいております。そうした中で、いろんな要望等もございまして、その辺を含めて、平成30年度の落花生まつりには活かしていきたいというふうに考えております。

○角 麻子君

ぜひよろしく願いいたします。

②今回は協力団体はどのように考えているのか、伺います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本年度のやちまた落花生まつり実行委員会は、本市のほか、「八街市観光農業協会」及びやちまた駅北口市を主催しております「やちまた未来」の代表者で構成してはいますが、さらなる事業拡大を図るために、新年度につきましては、新たに「八街商工会議所落花生部会」の代表者の方にも参画していただくことといたしました。

また、新年度の「やちまた落花生まつり」開催に向けた実行委員会の会議を今後開催する予定でありますので、その他の協力団体につきましても実行委員会の中で協議していただく予定となっております。

○角 麻子君

ありがとうございます。

第2回目というのは、非常に大事になってくると思います。しっかり協議していただき、内容を充実させ、落花生まつりがぜひ、ずっと続くような、歴史が続くように大成功していただければと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

次に、（2）ピーちゃん・ナッチャんの活用について、質問いたします。

私も何度か、ピーちゃん・ナッチャんのグッズについて、質問させていただいております。以前、ピーちゃん・ナッチャんのピンバッチを作ってほしいと要望させていただき、今、付けておりますが、このようにかわいいピンバッチを作っていただきまして、まずはありがとうございます。私も、日頃から付けさせていただいておりますが。

そこで、①ピーちゃん・ナッチャんのピンバッチの配付先を伺います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

個人質問4、やちまた21、小澤孝延議員に答弁したとおり、ピーちゃん・ナッチャんのピンバッチにつきましては、国の地方創生推進交付金を活用いたしまして、平成30年の秋にデビューする予定の落花生新品種、千葉P114号のPR用グッズとして1千個を作成したところでございます。

また、産業まつりをはじめとする市内外の各種イベントにおきましても、本市特産の落花生や本市の魅力などをPRする際に配布しているところでございます。

○角 麻子君

1千個作ったということで、今、残りはどのくらいあるのでしょうか。

○経済環境部長（江澤利典君）

1千個ということで作成させていただいたのですが、数的にはいろんなイベントで配布しているわけですが、先ほど市長の答弁にもあったように、P114号のPR用のグッズということになっておりますので、その辺のデビューもにらみながらの在庫も若干考えております。また、新年度も1千200個のピンバッジの作成に充てて予算をとっておりますので、それらを全部含めて、確実な在庫は今ちょっと資料があれなんですけれども、1千個に対しての在庫については半分くらいあろうかなというふうに考えております。ただし、その辺は、先ほど申しましたように、平成30年度の落花生まつりで利用することも考えておりますので、その辺は調整しながら、配布については考えているところでございます。

○角 麻子君

ありがとうございます。

私もピンバッチをいただいて、すぐにフェイスブックに上げさせていただきました。すると、それはどこで売っているのか、値段は幾らかという問い合わせが結構あったんですね。小澤議員もおっしゃっていましたが、私の周りでも結構、好評でした。

ですので、もうちょっと、質問がダブってしまうかもしれませんが、再度、販売予定はあるのかどうか、伺いたいのですが、よろしく願いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

個人質問4、やちまた21、小澤孝延議員に答弁したとおり、現時点では、市が作成いたしましたピーちゃん・ナツちゃんのグッズを販売する計画はございませんが、ピーちゃん・ナツちゃんのデザイン等を配布物や商品等に無料で使用できるよう、市では「八街市イメージキャラクター、ピーちゃん・ナツちゃんのデザイン等の使用に関する要綱」を制定しているところでありますので、引き続き、民間企業あるいは関係機関などに対しまして、本制度の周知に努めてまいりたいと考えております。

○角 麻子君

社会福祉協議会で、「買って貢献、着てPR」として、ピーちゃん・ナツちゃんのポロシャツが販売されております。今では、たくさんの市民の方々にポロシャツを着用していただいておりますが、ぜひピンバッチも、できれば社会福祉協議会にて、事業費を含めた価格で販売するというのをちょっと提案させていただきたいのですけれども、この辺はどうでしょうか。

○経済環境部長（江澤利典君）

ピーちゃん・ナツちゃんのグッズを作るための資本金や販路などの確保が必要であること

に加えて、会社個々の経営方針もあることから、民間企業の方に直接要請することは現時点ではちょっと難しいかなというふうに考えております。このため、先ほど市長が答弁したとおり、「八街市イメージキャラクター、ピーちゃん・ナツちゃんのデザイン等の使用に関する要綱」のPRに、引き続き努めてまいりたいと考えておりますけれども。

今ご提案があった社会福祉協議会では、ピーちゃん・ナツちゃんが印刷されているポロシャツの販売を行っておりますので、社会福祉協議会と新たなグッズとして、質問がありましたピンバッジの製作、販売等が可能かどうかを含めて、今後、積極的に協議してまいりたいというふうに考えております。

○角 麻子君

ただ作っておしまいではなく、そこからどうつなげていくのかが大切だなと思います。ピンバッジは、本当に私の周りでも大変好評なので、ぜひ、このチャンスを逃さずに、社会福祉協議会に協力していただけるよう、どんどん話を進めていただけますよう、お願いいたします。皆でバッジを付けて、全国にピーちゃん・ナツちゃんをアピールして、今年のゆるキャラグランプリでもぜひ順位を上げていくような流れになればいいかなと、私は思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

それでは、以上で私の質問は終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（木村利晴君）

以上で公明党、角麻子議員の個人質問を終了します。

次に、誠和会、林修三議員の個人質問を許します。

○林 修三君

それでは、誠和会の林修三です。本3月の定例議会におきましても、個人質問の機会をいただきましたので、早速、伺ってまいります。

まず、質問の第1、避難所体制についてでありますけれども、実は先月の1月下旬に、私も誠和会は熊本県に視察研修に行つてまいりました。その中の熊本市で、安心安全、災害についての研修をしたときに、ご存じのように、あの大きな地震があつた熊本市の行政サイドの方から、とにかくまず自助である、それも最小3日間が大事だということを伺いました。公助や共助は、初めは当てにならないということを身を挺して実感したということでした。となると、日頃から、いかに自助として意識や行動ができるようにするかがキーポイントだと思われまふ。

そこで、①避難所の衆知について、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

従来の災害対策基本法では、切迫した災害の危険から逃れるための「避難場所」と、避難生活を送るための「避難所」が明確に区別されておらず、東日本大震災では被害拡大の一因となりました。このため、平成25年6月に法改正され、切迫した災害の危険から逃れるための「指定緊急避難場所」と、一定期間滞在し、避難者の生活環境を確保するための「指定

避難所」が区別されました。

これを受けまして、市では地域防災計画に位置付けられた避難場所等について見直しを図り、指定緊急避難場所として30カ所、指定避難所として27施設を指定しており、市民の皆様方が避難場所や避難経路を確認できるよう、市ホームページへの掲載及び防災マップとコラボした八街マップを新たに作成し、昨年10月に市内各家庭に配布いたしました。

また、災害時におきましては、自助・共助の取り組みが地域の防災力の向上につながると考え、八街市総合防災訓練を順次、小学校区ごとに実施するとともに、区長会議や地域で行われる会議等に担当職員を出席させ、自助・共助と自主防災組織の重要性を説明することで、各地域に組織が設立されることで、地区ごとの防災訓練等を通じまして、避難所及び避難経路の確認をするなど、日頃から災害への備えにつながると考えております。

○林 修三君

ご答弁の中で、各地区で自主防災組織の体制を整えていくことを、区長さんを通じながらお願いしているということで、これは大変必要なことで、今後も進めていっていただきたいと思います。

一方で、答弁の中で、ホームページや防災マップ、八街マップで啓発したというようなことがございましたけれども、とりあえず、これがどの程度、周知されているか、まず把握されているか、お伺いいたします。

○総務部長（山本雅章君）

避難所とかの防災とかに関する情報がどの程度、市民に浸透しているのか、周知されているのか。それをちょっと把握するというのはなかなか困難ですので、自主防災組織の方面からちょっとお話いたしますと、自主防災組織の結成率から、自主防災組織の活動範囲にある世帯数、これをどの程度カバーできているのかというものを見る数値がございまして、それを見ますと、千葉県の平均の約60パーセントに対しまして、八街市の場合は30パーセントと、半分。相当低い状況にあります。これを見ましても、幾ら私どもの方でホームページだ、区長会だ何だと言ってみたところで、恐らく、これは想像ですけれども、避難情報とかが浸透しているとは言えない状況にあるんだというふうに認識しておりますので、地道に、今後も引き続いて総合防災訓練の実施とか、自主防災組織の結成促進を図っていくこと、それから避難所の情報とかをホームページ、広報誌等で、引き続き市民の方に対して地道に周知を図ってまいります。

○林 修三君

今、部長さんがおっしゃったように、まさしくそのとおりで、防災マップとか、それから八街各課のホームページとか、努力されている、それは大変大事だと思うんですけど、ただ、実際にはなかなか八街の防災マップをどの程度活用しているのか、そういったことは難しい問題だと思います。実際に、防災マップを見ながら区の方々が、区長さんなどのリーダーでも、どなたでもいいんですけど、集まって、具体的に見ていかないと、周知していかないとだめだと思うんですね。ですから、そういう意味からすると、やはり今、部長がお答えのよ

うに、自主防災組織の体制をいかに整えていくか、その中で今言ったようなことを、避難所はどこにあるといったことを少しずつ潰して確認するということをしていかなければ、生きてこないかなと思います。そういった意味で、これからもどんどんそういうことを進めていっていただきたいと思います。

やっぱり、いざというときにどこに駆け込むか、地域民がすぐに動ける、これがまずポイントです。それから、避難所の鍵の開閉、誰が鍵を持っていて、即座に対応できるか、こういった体制をふだんからとっておかないと、避難所があってもなかなか活きたものにならないんじゃないかというふうに思うんですね。ですから、そういった動ける体制を日頃から地域の防災体制の中で訓練していく必要があるかと思います。ぜひ、今年も二州小学校で防災訓練が行われる予定だと聞いていますけれども、そういった場所でもぜひ今のようなことを、皆さん、参加している人たちに避難所のこととか、いざというときにどうするんだとか、そういった具体的なことをやっぱり話して行ってほしい。特に自主防災組織の必要性を唱えて行ってほしいというふうに思います。

次に、②避難所と備蓄倉庫の連携について、お伺いします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

八街市地域防災計画に基づきまして、市内の指定緊急避難場所及び指定避難所に平成8年度から防災備蓄倉庫の整備を進め、食料及び飲料水の非常食を、他の資機材と合わせて備蓄しておりまして、昨年度までに市内避難所としている市公共施設への整備が完了し、本年度からは地区のコミュニティセンター、公民館へ備蓄倉庫の整備を進めてまいります。

備蓄倉庫の管理につきましては、施設管理者と災害時に避難所へ直行する職員2名が備蓄倉庫の鍵を所有し、避難所開設時には備蓄食料や資機材を使用できる体制を整えております。また、災害発生直後は、市の直行職員、施設管理者のほか、地区の代表者等を中心としまして、避難所の開設から受け入れ等の運営をすることとなりますので、自主防災組織の設立促進と合わせまして、避難所運営等の中心として活動できる組織の育成に努めてまいりたいと考えております。

○林 修三君

大きな災害時には、本当に予期できないハプニングが二重にも三重にも想定されます。どういう動きがあるのか、全く予想できません。それでも、なおかつ日頃から私たちは自助体制の中で、最低でもどこまで踏ん張れるか。さっき言いましたように、熊本市の方がおっしゃっていましたように、自助しか最初はできない。最低3日間、頑張ってもらいたいということをおっしゃっていたわけですから、私はそれを大変重く受け止めてまいりました。ですから、やはり防災訓練等の機会や、区にいらっしゃる方々に、ぜひその辺の、最低3日間は自助の体制で頑張らなきゃいけないんだよというようなことを、これからどんどん啓発していかなければいけないのかなと。

あわせて、備蓄倉庫のことなんですけれども、中に何がどの程度あるのかということ、

やっぱり最低でも区長や、区のリーダーとなっている1人、2人の方に知っておいてもらうことが大事だと思います。恥ずかしながら私も、家の近くの備蓄倉庫に何がどの程度たまっているのか、ちょっと私は把握していません。一昨日、水道課の山本課長が、あの中に給水用パックが置いてあるんだとお答えいただきました。私は、そうなんだと思ったわけです。ですから、備蓄倉庫はあるんだけど、その中に何があって、いざというときにどういう具合になっていくのかがわからない。その辺を含めて今後、地域の自主防災組織を作る、そしてその人たちがそういうことを徹底して理解して、さっき言ったように動ける体制をこれからも作り上げていってほしいなと思います。

さて、次に地産地消の推進について。

○議長（木村利晴君）

会議中ではありますけれども、ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時53分）

（再開 午前11時02分）

○議長（木村利晴君）

再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○林 修三君

それでは、次に地産地消の推進についてでございますけれども、①のことについては昨日の小澤議員の質問と重なっておりますので割愛させていただきます、②の八街生姜ジンジャーエールの今後の販路拡大及び生産の計画について、お伺いしたいと考えます。

昨日も小澤議員が申しておりましたけれども、「食のちばの逸品を発掘2018」審査会で見事、金賞に輝きました。大変、私もうれしく思うところでございます。

生姜ジンジャーエールは徐々に売れ行きが伸びているわけですがけれども、金賞をいただいたことをきっかけに、さらに売り出していないということはないわけであって、ぜひ2倍にも3倍にもして、多く販売していただけないかなど。かつ、農家の方々の生姜生産への意欲につなげていくことも大事かと思いますが、その辺の市の考えをお尋ねします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

個人質問4、やちまた21、小澤孝延議員に答弁したとおり、新年度の製造本数につきましては、延べ12万本を計画したいとの報告を、八街生姜ジンジャーエール企業組合から受けているところでございます。また、販路をさらに拡大するために、八街生姜ジンジャーエール企業組合や八街商工会議所では、引き続き各種の商談会などに参加するとともに、「食のちばの逸品を発掘2018コンテスト」で直売所部門の金賞を獲得したことなどもPRしていく計画であるとの報告も受けております。

本市といたしましても、引き続き、八街生姜ジンジャーエール企業組合や八街商工会議所などと連携を図りながら八街生姜ジンジャーエールのPRに努めるとともに、販路拡大の支

援にも努めてまいりたいと考えております。

また、私自身といたしましても、さまざまな機会におきまして、本市特産の落花生とともに八街生姜ジンジャーエールのPRを引き続き積極的に行ってまいりたいと考えておりますので、議員の皆様におかれましても、PRへのご協力を賜りたいと、お願い申し上げる次第でございます。

○林 修三君

販路をこれから拡大して生産も増やしていきたい、増量するというお答えでしたので、それはぜひそのようにお願いしたいと思いますけれども、落花生は市長及び市当局のご努力によって大変今、好評を博して、あちこちで売れている。そのことは、裏を返すと、農家の方々の落花生の生産についても前より増えているというようなことを聞いております。生姜についても全く同じようなことが言えると思うんですね。ですから、農家の方々が、生姜ジンジャーエールが金賞に輝いたということをどの程度まで把握されているかわかりませんが、ぜひ農家の方々にそういうことを啓発し、なおかつ生姜についてもどんどん生産していく。特に、私が何人かに聞いたところによると、八街の生姜ドリンクは美味しいねということを伺っています。そういったことを農家の方々の生産意欲につなげていくご努力を、引き続きお願いしたいなと思います。

そこで、生姜ジンジャーエールについてですが、部長、1本幾らですか。250円ですか。

○経済環境部長（江澤利典君）

そのとおりでございます。

○林 修三君

正直言って、ちょっと高い。小瓶というか、大きいサイズでもなく、あのサイズで250円というのは、買うときにいささか抵抗があるのかもしれない。その辺のところで、例えば200円になるとか、そういった見通し、あるいは商工会議所とか、そういうところと相談なんかはできるものなんでしょうか。

○経済環境部長（江澤利典君）

私の主観が入ってしまいますけれども、ボトルを見ていただくと、かなりデザイン的に非常にいいデザインかなと。チラシもかなり、八街にはなかなか、ないデザインでもありますので、その辺も含めまして、250円というのが適正かといいますと、その辺は何とも言えませんけれども、八街の特産品となる、今後特産品となるジンジャーエールについては、ボトルのデザイン等も含めて、その辺は、そこそこの値段なのかなというふうに思っております。

○林 修三君

生産量もこれから、さっきの市長答弁で増やしていくという話もありましたし、やはり昔からよく損して得を取れと。ですから、多く販売すれば、それだけ売り上げが増えるわけですから、250円を200円にしても、それだけ本数を多くして売っていけば、もとをとっていくこととなります、計算上。今はちょうどいい曲線を描いて、上昇で、上がっているわ

けですから、こういったタイミングに、機会があったら、これは市じゃありませんので、そういった相談が市民からあったということをお伝えいただきたいなというふうに思います。

いずれにしても、受賞をきっかけに、生姜ジンジャーエールの会長さんは小柳さんという方なんだそうですけれども、すごく喜んでいて、これからも頑張るということを言っていました。ぜひこの受賞を受けて、生姜ジンジャーエールが、先ほど市長もおっしゃっていましたように、落花生に並んで、二本柱となって八街の代名詞になるように、今後とも期待していきたいと思います。

次に、地方創生についてでございますけれども、昨年の取り組み以降、私がちょっと思い過ぎかもしれませんが、若干、地方創生についてのトーンが下がってきているように思われるのですけれども、新年度になって、市としてどのように取り組もうとしているのか、その考え、具体的な計画をお尋ねします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市の地方創生に関する計画としまして、八街市まち・ひと・しごと創生総合戦略を平成27年12月に策定したところでございます。この総合戦略においては、「安定した雇用を創出する」「新しい人の流れをつくる」「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」「安全・安心な暮らしを守るとともに地域と地域を連携する」の4つを基本目標に掲げまして、各世代の市民が安心して生活できる環境を作り、人口減少の抑制と地域経済の活性化を図るものでございます。

平成30年度の取り組みにつきまして、具体的に申し上げますと、人口減少の抑制には、次世代を担う若い世代、子育て世代が安心して住み続けられる街づくりが重要となることから、新規事業といたしまして、子どもに健全な遊びを提供して、その心身の健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とする児童館の建設を進めていくほか、実住小学校の教室を活用した新たな児童クラブを開設するなど、子どもを産み育てやすい街づくりを推進してまいります。また、各世代が住みたい、住み続けたい街づくりを推進するため、朝陽小学校入り口の国道409号の交差点改良、あるいは国道126号の沖入り口交差点改良工事など、都市機能の充実を図るほか、本市の基幹産業でございます農業の強化を図るため、農業体験インターンシップ事業や、落花生まつりの実施にあたっては、引き続き千葉大学や各関係機関と連携を図りまして、効果的な事業実施に努めてまいります。

このように、総合戦略等に掲げた各種施策を着実に推進し、本市の特徴を活かした魅力ある街づくりを推進してまいります。

○林 修三君

今のご答弁の中に、児童館の建設を進めるということがございました。大変うれしいことでありまして、私も前々からそういった施設があればいいなと思っていたところでございますので、ぜひそれを進めていってほしいのですが、具体的にどのような内容なのか、教えていただきたいと思います。

○子育て支援課長（高梨富美子君）

平成30年度当初予算では設計業務、測量業務、地盤調査業務を予算要望しております。また、工事は平成31年度の開始を予定しており、平成31年度、年度内の完成を目指しております。

○林 修三君

場所的には中央公園のところだと伺っておりますけれども、大変、少子高齢化、そして人口減少が進む中で、この施設ができるということは大変幅広い大きな効果が期待されます。まず、高齢者と子どもたちが触れ合えるということとか、あるいは親子連れでそういった場所に行って、いろいろそれを使っていけるとか。いろんな意味でプラスの効果が期待できます。まずもって、寄附される方に、私は感謝と敬意を表したいと思います。ぜひ児童館については有効に活用されることを願いたいと思います。完成の折には早速伺って、施設を見させていただければと考えております。

次に、地方創生については、今、市長からるる答弁がございました。何はともあれ、国で地方創生を進めるということでもありますから、国から少しでも予算的な支援、援助が受けられるように、今後も八街市としての特性を強く押し出して、具体的な計画を立てて取り組んでいただきたいと、お願いいたします。

それでは次に、青少年健全育成について、お伺いいたします。

議員の皆さんのお手元に1枚の資料を配付させていただきました。これは教育委員会から出されている資料の中の、表紙をあけると出ているものでございますので、多分、皆さんも見られておられると思いますが、あえてまたここでこれを配付させていただいたのは、実は平成20年3月に議会で採決された八街市青少年健全育成都市宣言は、本年で節目の10周年を迎えるということですね。そこに、20年3月19日制定と、資料の中にも書いてございます。千葉県としても、青少年健全育成についてはかなりの力点を置いて取り組まれております。

そこで、八街市として今後どのような取り組みをしようとするのか、具体的な活動計画をお伺いいたします。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

本市は、平成20年3月19日に「青少年健全育成都市」を宣言いたしました。この宣言は、次代を担う青少年が自己の役割や存在感を自覚し、創造性豊かで未来への希望を持ち、「ヒューマンフィールドやちまた」を実現する中核的人材となるよう、全ての市民が青少年の健全育成への意識を高め、家庭、学校、地域が一体となって取り組むことを目的としたものです。

教育委員会では、この宣言文を市内の各学校や公立施設に掲示したり、教育委員会が発行する冊子や各種行事や会議で配布する資料に掲載して、市民への周知を図っているところで、この青少年健全育成都市宣言は、今年で10周年を迎えます。この間、教育委員会では、

家庭の教育力向上のための家庭教育支援事業、地域の教育力を高めるための学校支援地域本部事業や放課後子ども教室、青少年相談員との共催による交流事業や防犯活動、関係団体と合同の啓発活動等を実施してまいりました。

今後につきましては、都市宣言の草案作りにご尽力いただいた社会教育委員の力をおかりして調査研究を行い、新たな取り組み等について検討してまいります。

○林 修三君

答弁の中に社会教育委員会議との連携というか、そういった中で伺っていくということがありました。調査研究にとどまらず、前に進めていってほしいなど。

青少年健全育成については、社会教育委員会議に、平成22年8月に会議から具体的な内容について提言されているはずですが、教育委員会からそのことについての答申、もしくは何かございましたでしょうか。

○教育次長（村山のり子君）

八街市社会教育委員会議から八街市教育委員会に対しまして、議員もおっしゃられたように、平成22年8月27日付で、八街市の青少年健全育成を推進するための青少年教育等の今後の方向性についての提言を、また平成27年3月23日付で、八街市社会教育振興のための提案をいただきました。平成22年の提言では、家庭教育、青少年教育、地域教育力、青少年健全育成都市宣言の周知、これからの計画、市教育委員会の重点施策の、大きく5項目に関して提言をいただきました。平成27年の提案では、家庭教育力の向上に最善の努力を促す重点化施策、青少年健全育成都市宣言のまちの具体的な施策、社会教育施設の有効利用及び積極的な利用展開のための施策の、大きく3項目に関しまして提案をいただきました。

いずれの提言、提案につきましても、教育委員からは本市の社会教育施策を進める上で貴重な提言、提案であるとのことがありましたので、社会教育委員会議に対しましては各種社会教育事業に反映させることをお答えしまして、社会教育課に対しても指導いたしました。

○林 修三君

いろいろと教育委員会としても取り組んでいらっしゃるところで、理解できましたけれども、お答えの中で、特に家庭教育についての、家庭教育力の向上というんですかね、そういった面についても力を入れていくということが伺われます。

そこで、家庭の教育力を高めるということに関連して、たしか第3日曜日、家庭の日というのがあったように思うんですが、この辺はどのように具現化されているのか、お伺いします。

○教育次長（村山のり子君）

千葉県では家族の語らいや活動を通して親子が触れ合い、社会全体で明るく健康な家庭づくりを心がける日としまして、昭和42年から毎月第3日曜を家庭の日と定めております。家庭は青少年の人格形成に最も基本的な役割を果たす場として重要であり、全ての教育の原点であると思われまます。教育委員会では「早寝・早起き・朝ごはん」運動や、我が家の家訓づくりを推進しておりまして、これらを家庭教育学級で周知したり、家庭教育だよりに掲載

して、幼・小・中学校の保護者に配布し、啓発しております。

○林 修三君

「早寝・早起き・朝ごはん」は全国的な運動として展開されているわけですが、ぜひこれは、この運動が浸透するには長く継続してやっていかなければいけないことだと思いますので、特に学校が中心となって、家族で「早寝・早起き・朝ごはん」が一緒に共有していきけるようなものを、これからも進めていってほしいなというふうに考えます。

ところで、もろもろの青少年健全育成を進めていく、あるいは10周年にあたって、青少年健全育成費の増減、この内容について、もしありましたらお伺いいたします。

○教育次長（村山のり子君）

青少年健全育成費の増減ということでございますが、昨年度と比較しまして、青少年健全育成費が増額しております。この理由といたしましては、平成30年度に放課後児童クラブと一体型で八街東小学校、交進小学校に続いて、実住小学校に新たに開設する放課後子ども教室に係る指導員の報償、それから設備の整備費用などを計上したことが増額の主な理由となっております。

○林 修三君

予算的には増額しているということなので、少し安心いたしました。

ところで、毎年、青少年相談員ですか、それと青少年健全育成する団体関係者が、このようなティッシュを毎年1回、駅前で配っておられるのではないかと思いますけれども、10周年記念ということで、今年もそれはやられるんだと思いますが、このティッシュについての平成30年度の動きをお伺いします。

○教育次長（村山のり子君）

お答えいたします。

本年度もティッシュによる啓発活動は行ってまいりますが、青少年健全育成費の中に青少年健全育成啓発活動用のティッシュ代としまして年2回分を計上しております。

○林 修三君

大変それは、2回分を計上されたということで、うれしいことですが、私が思うには、青少年相談員が中心になっている駅前での配布はもとより、もう10周年記念の今年なんだから、表題にもっと大きい文字で、八街市青少年健全育成都市宣言10周年とか何か書いて。去年のはそれが小さいのです。大きい字は「一人で悩まず相談を」になっている。10周年というやつを大きく出してほしい。しかも、これをPTAの総会とか、あるいは今度の土曜日にあります社会教育振興大会とか、あるいはさっきのお答えの中で言った家庭教育学級とか、ありとあらゆるときにティッシュを配布してほしいなど。ティッシュペーパーといえども、もらうとうれしいですよ。私も駅前で、つい、配られていると手を出しますよ。それをちょっと見ます。そこにそれが出ていると、ああ、そうなんだ、青少年健全育成都市宣言をしているんだということの理解が高まっていくと思いますので、もしお金が足りないのであれば、補正でもいいと思いますし、その辺でご検討いただきたいなというふうに思います。

さて、青少年健全育成を考えていったときに、これからの青少年たちにどんな精神、つまり私が思うには自立と共生の精神が子どもたちに植え付けられていくことがとても重要だと考えますが、教育長はそれについてはどう考えておられるのか、お伺いします。

○教育長（加曾利佳信君）

共生の精神といいますが、共生に何が必要なのかというご質問だと思います。

青少年健全育成の立場で考えますと、私個人で考えますと幾つか出てくる言葉はございますけど、その中の1つとして絞るのであれば、お互いさまの心といいますが、相手の存在を尊重し、そして価値を認めるということが非常に大事なのかなと思ってございます。このことは世の中の流行と不易から考えれば、これは不易の部分だと思います。昔から変わらない部分だと思います。日本人が大事にしてきたことだと思います。

何かをしてあげて、ありがとうと返してきたら、いや、お互いさまですよというのは、昔よく聞こえた言葉でございますが、最近は何か聞かないかと私は思っています。先日も英語の研修会に出たとき、外国でも、サンキューと言われたらマイ・プレジャー、それは私の喜びですよ。やっぱり同じように相手を大事にするという、お互いさまの心がやっぱり大事なんだと、最近ちょっと思った次第ですので、お話しさせていただきました。

それには、青少年健全育成という立場からすると、私たち大人がまず青少年にそれを見せることが大事なのかなと思っております。一番大事かなと思ってございます。

ちょっと答弁になっているかどうか、わかりませんが、お互いさまの心というのが青少年健全の中で、共生を活かすために、共生の精神の中で大事な文言ではないかと、私は思っています。

○林 修三君

ご答弁のとおりですね。共生の精神というのが、今はどちらかというと欠けているのかなと。欠けているというのは、子どもたちの親に欠けているのかなと。そうすると、これから20年、30年のスパンで考えたときに、あの子どもたちが大人になる前に共生の精神を植え付けておかなければ。これが教育の一番大事なところ。今年、来年だけじゃなくて、あの子どもたちが大きくなっていったときに、みんなでやろうね、友達をいじめたりしないね、いじめられたら自分の心が痛む、みんなで助け合っていこうねといった共生の精神、これを大人も、今の大人ももう一回改めてそういうことを見直してほしいのですが、特に子どもたち、それをありとあらゆる機会に植え付けていってほしいなと思います。

子どもには3人の大人がいます。平たく言うと、学校で言えば教師。家庭で言えば親、おじいちゃんも含めて。そして第3の大人は地域、地域の方々。この3人の大人が連携して、初めて青少年の自立と共生の子どもたちを育てることになるので、ぜひその辺は、今、進めている八街の教育の特色、幼小中高連携教育の柱でもあるはずですから、これからもより幼小中高連携教育を高めていっていただいて、さっきの共生の気持ちとか、みんなでやっという気持ちを育ててほしいなと思います。

加えて、青少年問題というと、今ご答弁されているのは教育委員会です。でも、私は前に

言ったことがあります。これは市長部局全体で取り組むべきことなんだよと。言い方を変えると、青少年が健全に育つことは街づくりなんです。街づくりを、青少年を中心として、どう育てていくかを1つにしないとかみ合わない。そうなってくると、街づくりということは市長部局全体で取り組む内容のことなんですから、ぜひ教育委員会では、事あるごとに教育委員会議では、青少年健全育成都市宣言について議題にしてほしいし、そして機会あるごとに市長部局に働きかけてほしいし、そして市長部局も自分たちの壁の中じゃなくて、開いた市政をしていていただきたいというふうに私は考えておりますけれども、そこで、青少年健全育成について、市長はどのようにお考えでしょうか。

○市長（北村新司君）

まず、青少年健全育成ということにつきまして、日頃、社会教育委員並びに青少年相談員の皆様のご労苦に、改めまして心から敬意と感謝を申し上げる次第でございます。

そうした中で、今、林修三議員が申しましたけれども、青少年健全育成というのはやはり家庭、地域、そして学校、この3つの、それぞれの相互の連携が青少年の育成に大変重要であるというふうに思っております。また生まれ育った八街を誇りに思っていたいたり、八街市をさらに発展させるような気持ちを持っていただくような子どもたちになっていただきたいと日頃から思っているところでございます。私は宮沢賢治の「グスコーブドリの伝記」という本が大好きでございまして、ブドリはきこりの子どもであるんですけれども、努力して火山局の技師になって、その地域の農業を助けるという物語でございまして、そうした地域を大切にできる、そうした子どもであるよう、願っております。ぜひ林修三議員の思いがいろんなところで街づくりに、私も努力して、子どもたちが健やかに、さらに八街市を誇りに思えるような子どもたちであるよう、そのような街づくりにしたいと考えております。

○林 修三君

市長と私の思いが重なりました。ぜひそのような街づくりを目指して、若者たちが、八街にやはりいつまでも住んでいたいんだという青少年健全育成都市、これを実現していくために、もう一回申し上げますが、市長部局全体でこの問題については取り組んでほしいし、今年は10周年という節目ですから、ぜひ今までのことを総括して、そして反省点は何だったか、それを活かすにはどうしたらいいのかということあたりを議論していただければというふうに思います。

結びに、開拓されていたときの北海道、その頃に皆さんもよく知っているクラーク博士が「少年よ大志を抱け」という言葉を言われております。あまりにも有名な言葉です。少年が大志を抱いていくからには、環境をいかに整えていくことが大事か。環境を整えていくのは誰だろう、我々大人なんです。私たち大人の責務だということを、ひしひしと私は感じますけれども、どうぞそういった立場で子どもたち、青少年をこれからも育ててほしいなということをお願いしまして、私の質問を終わります。

○議長（木村利晴君）

以上で、誠和会、林修三議員の個人質問を終了します。

次に、誠和会、石井孝昭議員の個人質問を許します。

○石井孝昭君

誠和会の石井孝昭でございます。

3月予算議会におきまして、早速、質問に入らせていただきたいと思います。通告のとおり、順を追って質問させていただきます。

安心安全なまちづくりに向けて。庁舎の体系的整備について、ご質問いたします。

まず初めに、今いる八街市役所の第1庁舎、この耐震化に向けての進捗状況について、ご質問いたします。

かねてからの懸案であった市役所庁舎の耐震化につきましては、平成29年度に実施設計が行われており、その終わりにあたって、平成30年度に耐震補強工事が行われます。本市の市役所職員の安心安全の職場環境づくりはもとより、来庁される市民の皆様が安心して快適に活用されるという意味では、一義があると思います。

そこで、市役所第1庁舎の耐震化に向けての進捗状況について、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

市役所第1庁舎の耐震化につきましては、平成28年度に耐震診断を実施し、その結果を踏まえ、今年度に株式会社綜企画設計千葉支店と耐震補強実施設計業務の契約を締結し、耐震補強設計を行っているところであります。

耐震補強方法は、執務への影響、工事費、工期等を総合的に検討した結果、外付鋼管ブレース工法の採用を予定しており、平成30年度早々に入札を行い、平成30年度末には完成する予定でございます。

○石井孝昭君

ご答弁のとおり、来年度ということになるのですけれども、第1庁舎の耐震補強工事の財源の中身、国庫補助金、これを活用されている中で、どのような内訳になっているのか、ご質問いたします。

○財政課長（會嶋禎人君）

まず、第1庁舎の耐震補強工事につきましては、そもそもの耐震補強工事、それから外壁、耐震外壁ですね、その改修工事と、大きく分けて耐震補強その他改修という形で2つ、大きくあります。

国庫支出金の対象となっていますのは耐震補強の部分でありまして、住宅建築物安全ストック形成事業補助金というものを活用しまして、対象経費のうちの5分の2の補助を予定しております。それから、実際に工事を進めるにあたっては、管理というものもついて回りますので、管理分については2分の1の補助を予定してございます。合計で、国庫支出金については8千226万7千円を見込んでおります。

起債もですか。

○石井孝昭君

はい。

○財政課長（會嶋禎人君）

起債につきましては、まず耐震補強部分については公共事業等債というものを予定しております。こちらは差し引き、残り分の90パーセントを借り入れる予定でございます。

それから、先ほどのその他改修部分、その他工事部分につきましては、一般単独事業債というのを予定してございまして、こちらは75パーセントの充当率という形で、こちらの起債については総合計で2億1千180万円を予定してございます。

○石井孝昭君

地方債の公共事業債、一般単独事業債ということで起債が2億1千万円ということがございます。一般財源がその中で4千500万円前後、今回の八街市の単費が使われるということですが、まず、そもそも耐震補強する前のI s値がどのぐらいで、来年度に耐震補強した際に、耐震補強のI s値がどのぐらいの値になるのか、基準的にどのぐらいでクリアするのかというのを、ちょっとお示してください。

○財政課長（會嶋禎人君）

第1庁舎の今現在、昨年度に行いました診断によりますと、まず1階ですね、1階については長い東西で考えますとI s値0.6、1階の南北の狭い方で考えますと0.58。2階の長い方が0.45、短い方が0.72。3階の長い方が0.51、短い方が1.00という診断結果でございました。今回、こちらの補強をすることによりまして、0.75まで上げるとすることで、一応、非構造部材、こういった建物につきましては、今想定されている地震の中では耐え得るだろうということでございます。

○石井孝昭君

公共事業の建築物においては基準値の最低0.75という値はクリアできるということの答弁というふうに理解しています。2階の長いところが0.45ということなので、今お聞きしているところによると、逆に3階の短いのが1.0あって、そういったところ、上の方が安全なのかなという気もするのですけれども、全体的にブレース工法ということなので、外枠付でしっかりとした工法を望んでおります。

今、我々がいる議会棟についてですけれども、議会棟の耐震補強、そして外観はどのように変わっていくのか、よろしく申し上げます。

○財政課長（會嶋禎人君）

まず、外観でございますが、正面から見まして、今は左側が第1庁舎という形になっていまして、正面の入り口からスパンが順番に、6、7ぐらいスパンが、柱が建っている状況になっているのですが、大体中央、入り口の方にたくさんの補強が必要になるということで、大体、1階、2階、3階の窓に全て、こういう丸型の鋼管で枠をはめていくという形になるかと思っております。左に行く、こちらの議会の方の左に行くに従って、枠の部分が減っていくという形のイメージです。

こちらの議会棟につきましては、議会棟というか、3階のこちらの部分については、まず中学校側、西側になるのですけれども、そちらにも外側に柱が建っていて空間がちょっとあるのですが、その辺は壁を多少据え付けることによって補修していくというような形で、西側から見ると空間部分が壁のような状態に囲まれているようなイメージです。3階のこの部分については、とりあえず外側は1階ぐらいしかブレースが入らずに、3階部分は現状のまま、外壁をただ直すだけという状況と。

あと、こちらの天井部分ですね、天井部分は一応、金具でぶら下げているというか、つってあるという状況になっていますので、非構造部材の耐震という意味で、つってあるものを固定して落ちにくくする、簡単に言うと落ちなくするというようなことを今のところは設計の中で組んでおります。

それと、ご存じのとおり雨漏りが当然ずっとついて回っているものなので、屋上の雨漏り防止の工事もあわせて実施する予定でございます。

○石井孝昭君

学校関係の、特に体育館とかを耐震化する際に、照明が落ちなかったり、バスケットのリング等が落ちなかった、補強工事の際に照明のLED化を大分図ってきたと思います。

このたび、庁舎の耐震化ということで、防犯灯の質問は各議員からさまざまありまして、市内の防犯灯6千基をLED化するという方向ですけれども、このたびの耐震化において庁内の、第1庁舎内等のLED化に向けての耐震化に合わせた補助金が多分付くことになっていけば、それに合わせた耐震化工事の中のLED化の照明ができたのかな、できるのかなと思いますけれども、その件についてはいかがでしょうか。

○財政課長（會嶋禎人君）

今回、耐震補強については外側からやるということを前提に設計なども進めておりました。中の執務なり、市民の方々の利便性というのを、なるべく今の状態を守ったままということで考えておりましたので、内装的な耐震については今回は見送ってございます。ですので、せんだってのLEDの関係の中でもご答弁申し上げておりますが、具体的なLEDにつきましては、耐震補強が終わった後に具体的に考えていこうというふうに思っております。

○石井孝昭君

では、その後に財政も勘案しながら進行していただきたい。このように思います。

2番目、市役所第1庁舎耐震化終了後、平成31年、その後の庁舎全体の整備計画について、ご質問いたします。

先ほどの市長答弁のとおりですけれども、平成30年度には耐震化が終了しますよと。今議会で第2庁舎の解体工事、これに向けての実施設計の予算448万2千円ですか、これが盛り込まれております。

そこで、市役所第1庁舎耐震化終了後の庁舎全体の整備計画について、ご質問いたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

市役所第1庁舎の耐震化終了後の庁舎全体の整備計画につきましては、八街市公共施設等総合管理計画に基づきまして、計画的に整備してまいりたいと考えております。

まず、第2庁舎でございますが、解体工事実施設計を平成30年度に、解体工事を平成31年度に実施する計画で進めております。また、解体後の跡地利用につきましては、庁内の検討委員会並びに有識者及び市民を加えました検討委員会を立ち上げまして、検討してまいりたいと考えております。

その他の庁舎につきましても、建物及び設備の状態、耐用年数等を把握し、計画的に整備を進めてまいりたいと考えております。

○石井孝昭君

第2庁舎についてですけれども、旧、昔の八街高校の校舎ということで、築数十年が過ぎて、経過しており、耐震補強が大変難しいということはお聞きしております。また、アスベスト等の問題もあって、解体はいたし方ないなというふうに私も思っておりますけれども。

ちょっと改めてお聞きしますけれども、第2庁舎のI s値、また耐震補強した際の数字はどこまで行ったのですか。手元にありますでしょうか。

○財政課長（會嶋禎人君）

第2庁舎につきましては、耐震というよりも建築からの経過年数の方を重視してございます。実際、耐震診断は平成13年に行っておりまして、そのときの数値で申し上げますと、長い方、短い方から順番に申し上げますが、1階の長い方が0.45、短い方が1.09。2階の長い方が0.56、短い方が1.36。長い方は1.12、短い方は2.36と。耐震で言えば、上の3階などは十分大丈夫なように見えますが、1階部分の0.45、2階の0.56というのがございますので、こちらもやっぱり第1庁舎と同じように、それなりのものが来たときには、それなりの状況になってしまうのかなというような数値ではございません。

そもそも、先ほど申し上げたとおり、耐用年数、経過の方を重視しておりまして、向こうの建物も3分割で作っている状況なものですから、そういった総合的な判断、簡単に言ってしまうと総合的な判断になってしまうのですけれども、そういった意味で、改めて耐震補強して長寿命化、延命を図るよりも、この際、今のところ、ちょっといろいろな課の移動なりなんなりで不都合等を生じているような状況でございますが、そういった総合的な判断で、一旦あちらは解体し、その後、敷地全体も含めた中での庁舎のあり方というものを検討して、新たなものを作るなり、検討するなりというような方法を選んだところでございます。

○石井孝昭君

やはり長寿命化、最近は公共の建物の長寿命化が全国的にも問題になったり、解体したり、延命したり、その一端かなと、このように思っておりますけれども、第1庁舎が終了した後の第2庁舎の解体はやむなしと私も思っておりますし、庁舎の体系的整備、今のご答弁のとおり、とても大事かなと思っております。

本来であれば、市の基本構想とか基本計画、実施計画に基づいて本来は庁舎の整備がなさ

れるべきと、基本的には思いますけれども、その点についていかがでしょうか。

○財政課長（會嶋禎人君）

まさにおっしゃるとおりだと思います。今回、こういった状況に、ここ2年間、急転しているような状況でございますが、やはりきっかけというのは、先ほど来ありました熊本の地震ということが大きなきっかけになっているかと思えます。その後、そもそも八街市役所自体は大丈夫なのかというところから話が始まり、急転している状況でございますが、本当であれば5年、10年かけた中で、計画の中で、当然、建物1個ではなく、敷地全体、庁舎全体、八街市全体を考えて計画していくものだと思います。ただ、状況とすれば、今、何時、何が来るかわからないという状況に対応するためには、こういった手法をせざるを得なかったのかなと考えております。

○石井孝昭君

もしかしたら20年後、30年後に庁舎がほかに移っている可能性もありますし、そのようなことを踏まえると、私が先ほど申し上げたとおり、基本構想の中に入れた本来整備が大事かと思えますので、今回の判断に関してはよかったなと思っておりますけれども、その中で財政状況、財政状況にも非常に問題があるかな、これにもよるかな、このように思っております。計画的に行われるべきだと思いますけれども、第2庁舎解体後を想像すると、市民の衆目は、恐らく市役所に来たときには、そこに集まると思うんです。恐らく、建物が半分なくなっているなど、市民の衆目はそこに集まっていくかなというふうに理解します。

恐らく我々議員も、市の職員の皆さんも、あそこを壊して何を作るんだろう、何か建てるんじゃないか、みたいなどの話が、恐らく問われてくるというふうに思っています。また、説明責任も我々は果たしていかなきゃいけないかなというふうに思いますけれども、第2庁舎解体後の計画は、今のところ市でお持ちなんですか。伺います。

○財政課長（會嶋禎人君）

まず、こちらの第1庁舎の耐震の関係と、あと第2庁舎を解体するというのを、こちらで計画した段階での1期と、第1期という形で、とりあえず第2庁舎を解体するまでというところを一応1期という形で位置付けるというふうに答弁したかと記憶しております。

ですので、今のところは解体、先ほどの答弁の中で申し上げたとおり、順調に行けば平成31年というふうに答弁を差し上げておりますが、今後の設計の内容等、見えない部分をどうするかというところが重要でございますので、そういった形で平成30年度中に設計が果たして終わるのか、あるいは平成31年度中という1年間だけで解体が終了するのか、それ自体も今のところはまだはっきりわかりません。ただ、一応、机上では平成30年に設計をして、平成31年に壊したいというような計画を立てている状況でございます。

実際、壊すまでが1期という形ですので、今後、検討会を立ち上げた中で、庁舎というものだけでいいのか、あるいは地域コミュニティというものを含めた中での利用のものを作る方がいいのか、そういったものも、私の考えの中では、検討委員会というのは年代を広く設定して検討していきたいというふうに私は考えておりますので、そうすると、先ほどお話

があったように10年後、20年後、実際に中心となって八街市を発達させていただいている方々がどうやって使いたいかとか、そういったところも含めた検討が必要かと思しますので、具体的に何を建てる、どうするということは正直、今は真っさら状態と、私は考えています。

○石井孝昭君

まさに公共施設のあり方が問われていると思います。市長の答弁のとおり、有識者なり、第三者検討委員会ですか、今、課長の答弁のとおりでございますけれども、市役所の庁舎全体の計画、公共施設のマネジメントの策定がとても大事だと思いますので、その辺に向けてご尽力いただければと思います。

3番目、来庁される方々に気持ちよくご利用いただける庁舎施設の整備について、ご質問いたします。

第1庁舎耐震補強工事が次年度にとり行われ、安全な庁舎内で、市役所を生業とする市職員はもとより、市民の皆様が快適に利活用される上ではとても重要なことであると認識しています。その上で、第2庁舎に入っていた教育委員会や監査室等々は裏の福祉センターに移動を余儀なくされ、日々の業務を営まれております。

市民の皆様から、どの課がどこにあるか、わかりづらいとの声をよく耳にいたします。そこで、来庁される方々に気持ちよくご利用いただける庁舎施設の整備について、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

庁舎整備の一環といたしまして、市民の皆様方及び職員の安全確保が第一と考えまして、耐震強度不足である第2庁舎に配置していた各課等の、総合保健福祉センター及び第3庁舎等への移動を昨年末に完了したところでございますが、この移動に伴いまして、市民の皆様方には大変ご迷惑をおかけしているところでございます。

今後の庁舎施設の整備につきましては、第2庁舎の跡地利用を含め、市民の皆様方のご意見等を参考に、検討を重ねてまいりたいと考えております。

○石井孝昭君

市民の皆様が市役所を利用される際に、我々が、特に先進地に視察に行くと、庁舎のワンストップサービス方式の役所が非常に今は増えています。特に高齢化が激しい状況等、少子高齢化の対応。市役所において、1つの課に行けば、あっちの課へ行ってください、今度は、こっちの証明書はこっちの課ですよということがなくなって、特に障がい者も含めて、利用しやすいワンストップサービス、このワンストップサービスに向けての本市のお考えがあるかどうか、ご質問いたします。

○総務部長（山本雅章君）

ワンストップサービスがかねてよりいろいろ議論されてきたところですが、ご存じのとおり、庁舎の構造上の問題ですとか、いろいろ難しい部分がございます、今現在は実

現には至っておりません。

○石井孝昭君

庁舎内を見ますと、非常に手狭だなど、このように思います。これはいたし方ない部分だと理解しております。そんな中で、市役所の体系的整備ということで、第4庁舎、第5庁舎も含めてですけれども、先ほどの課長答弁じゃないですけど、例えば第1庁舎を行く行くは副庁舎として利用していく考え、もしかしたら10年後、20年後、30年後はわかりませんが、北口の施設、公共施設にあるかもしれない。中央グラウンドに、もしかしたら庁舎が移動しているかもしれない。これはいろんな議論を、有識者も含めて、先ほどの市長答弁のように構想を幾つか抱いていただきたいと思いますけれども、財源確保という点では非常に理解しておりますけれども、やはり庁舎全体の体系的整理、これはとても大事なかと、このように思っています。

それを図っていく上において、やはり毎年毎年の基金の積み上げ、これは財調ではなくて庁舎建設基金をもう一度作り直して、毎年2億円でも3億円でも目的基金の積み上げを図っていくべきだと、私は思っています。前の質問でも、それをさせてもらいましたけれども、延長線上に、基金を積み上げていった延長線上に新庁舎の構想が見えてくるのかなと。この時代ですから、防災機能を備えた新庁舎、そして市民の皆様が使いやすい新庁舎に向けてのお考え、庁舎建設基金、このような設置、それをすることによって国の補助金の受け皿にもなる庁舎建設基金、このようなお考えをしていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○総務部長（山本雅章君）

先ほどから、計画的に物事を進めるということでご指摘いただいております。庁舎建設基金につきましては、本市の厳しい財政状況から一旦廃止したという経緯もございます。庁舎の整備計画を事前にきちんと立てていれば、それに沿った形での貯金もできたというところですが、先ほど財政課長が答弁したとおり、やはり熊本地震、それよりも前になりますと東日本大震災ですとか、大規模災害、こういったものが契機となりまして、ここに来て浮上してきた問題でありますので、その辺のところはご理解をいただきたいと思います。

○議長（木村利晴君）

会議中ではありますが、ここで昼食のため休憩いたします。

午後は1時10分から再開いたします。

(休憩 午後 0時03分)

(再開 午後 1時10分)

○議長（木村利晴君）

再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

山本総務部長より発言を求められておりますので、これを許します。

○総務部長（山本雅章君）

石井議員の午前中のご質問の件ですが、第2庁舎の解体後の跡地利用について、ちょっと発言の方をさせていただきます。

これは市長答弁の繰り返しにもなるのですが、解体後の跡地利用の方針ですね、方針につきましては庁内の検討委員会、それから有識者及び市民を加えた検討委員会を立ち上げて総合的な検討を行っていくという方針で臨んでまいります。

○議長（木村利晴君）

次に、市長より発言を求められておりますので、これを許します。

○市長（北村新司君）

石井議員にいろんなご意見を賜ったところでございますけれども、実は全国市長会、千葉県市長会でこういった決議をしておりますので、報告する次第でございます。

公共事業に関する重点提言といたしまして、公共施設等の老朽化対策については、防災安全交付金等に加え、地方財政措置による十分な支援を講じるとともに、必要な技術的支援を行うこと。特に公共施設等の集約化、複合化、転用及び除去に係ることにつきましての財政措置を拡充するというところで決議いたしまして、これは関係省庁、それから全国会議員に提出してありますので、ご報告申し上げます。

○石井孝昭君

それでは質問させていただきますけれども、午前中の質問、答弁の補足ということで、市長をはじめ、山本総務部長よりご丁寧な対応の答弁ありがとうございました。

それでは午後の質問、続きをさせていただきたいと思えます。

要旨2、地域防災力の向上についてでございます。

まず、1つとして、大規模災害発生時の災害対策本部の設置及び初動及び各関係機関との連携についてでございます。

千葉県周辺では高い確率で、そう遠くない時期に首都圏直下型地震が発生すると言われております。備えあれば憂いなしとはいえ、平成23年の東日本大震災、平成28年に熊本地震が発生、また先般の台湾沖地震など、日本を取り巻く自然災害は後を絶ちません。

先月、会派において熊本市を訪問させていただきました。熊本地震後の概要についてであります。その中で、市として重要な1つとして初動の対応、そして災害対策本部の設置等でございます。

そこで、大規模災害発生時の災害対策本部の設置及び初動及び各関係機関との連携について、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

八街市地域防災計画では、災害対策本部の設置基準として、市域で震度5強以上の地震を記録したときに自動配備となり、震度5強で本部事務局職員全員及びその他の部の約3分の2の職員の配備体制をとる第1配備、震度6弱以上で全職員をもって対処する第2配備体制をとり、避難所直行職員は担当避難所へ直行する体制となっており、自動配備以外の場合は、

防災課長から私へ情報を伝達し、配備を決定する体制となっております。

災害対策本部の設置場所につきましては、第1庁舎の第1会議室に設置することとなっております。第1庁舎が使用不可能な場合は総合保健福祉センター等に設置することとなっております。

本部の構成につきましては、私を本部長とし、副本部長に副市長及び教育長、本部員に総務部長、市民部長、経済環境部長、建設部長、水道課長、教育次長、議会事務局長、会計管理者、農業委員会事務局長、監査委員事務局長、消防団長の11名が編成され、各部の部長は八街市災害対策本部事務分掌表にある各班の業務について、本部長の命を受け、部内の業務を掌握、所属の職員を指揮監督し、地域防災計画で定めた情報の収集・伝達、災害広報、避難、消防・救助救急・危険物等対策、医療救護・防疫などの業務を関係機関と連携し、行うこととなっております。また、本部長は人命または財産の保護のために必要があると認められた場合、作業計画、資機材の整備、交渉窓口、集結場所、宿营地、ヘリポートなどの受け入れ体制を整え、知事に対して自衛隊の災害派遣要請をすることとしております。

さらに、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県や、災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定に基づきまして、他の市町村に応援を要請することなどとしています。

なお、大規模地震による発災後、1週間程度は、施設、設備、職員、ライフライン、物品等の業務資源の制約などで行政自体の機能低下も想定されますことから、災害対策本部が設置された拠点となる本庁舎の機能維持をはじめ、職員をもって優先的に行う業務の実施体制を確立するために、「八街市業務継続計画、震災編」を作成しております。

○石井孝昭君

ご答弁の中に、第1配備体制、第2配備体制ということでありましたけれども、第1配備体制について、例えば市の職員で八街市在住の職員が何人いて、その中の3分の2の職員の配備体制なのか、市外の職員も含めての体制なのか、その辺はどうでしょうか。

○総務部長（山本雅章君）

第1配備では職員のうち3分の2の職員ということにしておりますが、これは市内、市外を問わず3分の2の職員を配備するというところでございます。

○石井孝昭君

市職員対応で、1度、庁内で訓練があったときに、その一端を垣間見させていただきましたけれども、職員の配備体制は、非常に遠くからいらっしゃる方もいると思いますので、それは内部で重々検討されていっていただきたいものと思います。

災害対策本部設置についてですけれども、第1庁舎の第1会議室ということで、設置ということのご答弁でありました。例えば資機材とか、その辺の応急態勢、各課の関係機関との連携は第一会議室でとれる体制になっているのでしょうか。

○総務部長（山本雅章君）

第一会議室に本部として設置をいたしますので、ほかの関係機関、そちらとも連携がとれ

るような形での整備をいたします。

○石井孝昭君

これから整備をするということですかね、想定したとおりに。

仮に第一庁舎を含めた市役所庁舎が大規模災害のときに、倒壊の想定もされます。そのときには福祉センターということでありましたけれども、福祉センターの何階のどこに設置する予定となりますでしょうか。

○総務部長（山本雅章君）

仮に第一庁舎が被災をして使えなくなった場合には、今、おっしゃられていた総合保健福祉センター、こちらの方の大会議室に設置する予定になっております。第一庁舎が被災をした場合には、隣接した保健福祉センターがどうなのかという問題もありますので、同時に被災してしまうことは容易に考えられるところですので、保健福祉センター以外には、あと、中央公民館、それから、あとスポーツプラザ、榎戸配水場、こちらは水道課の方になりますけれども、そういった、この場所とはちょっと離れた場所にも設置をするようなことになっております。

○石井孝昭君

去年の3月に業務継続計画の質問をさせていただいた折には、第四とか第五庁舎より検討していくということであったのが、今のご答弁のとおり、第一会議室及び福祉センターに変わってきたというふうに思います。

先ほど、申したとおり、大規模災害が発生した際は、熊本地震も庁舎が倒壊して、市民が問い合わせるところがないと。各議員が地方にいて、議員の皆様には何とかしてくれと。各議員からもいろいろな要望があって、非常にその対応に市の職員も困ると。だから、その後の庁内の議会の中では、議長を通じて、被災の際は各議員から持ち込まれた要望は議長を通じてまとめていこうというようなことに統一されたというふうにお聞きしていますけれども、市の職員の皆様にもご理解いただきたいのですけれども、仮に大規模災害が発生した際、対応する応急態勢をとる必要が生じますけれども、それにあわせて通常業務も行わなければいけないという責務があります。公共施設も倒壊するという可能性があるということですが、市役所が倒壊しないで、庁舎内に災害対策本部を設置する場合は、そういうことですけれども、市役所が倒壊した際は、今おっしゃったような、例えば中央公民館なりスポーツプラザ等々、これは今年度の、先ほど市長がおっしゃられた震災編ですか、これを業務継続計画を作られたということですが、この計画の中にどの程度盛り込まれているのか、どの程度、業務継続計画を地域防災計画の中に入れて進捗されているのか、ご質問いたします。

○総務部長（山本雅章君）

業務継続計画につきましては、地域防災計画とは別個のものであるということをご理解をいただきたいと思えます。

業務継続計画の中では、最低限、市民サービスを毎日のように行っていかなければ、スト

ップさせてはいけないような業務というようなものが当然各課にはございますので、そういったものに対して、どのように対応していくか、そういったものが、まず1点ございまして、それから、あと、責任の明確化、もし仮に総括責任者は市長ということになるわけですが、もしも市長が被災してしまって、じゃあ、どうするんだといったときに、2番目は誰、3番目は誰という、そういった責任体制の明確化、それから、必ず継続して行わなければならない業務を洗い出して、それを継続してやっていく業務の優先的なものを定めているものでございます。

○石井孝昭君

今、おっしゃったとおり、そのとおりだと思います。仮に市長が被災した場合は、2番責任者、3番責任者ということで、3番、5番、7番ぐらいまでは国方では示しておきなさいよということでありまして、震災編ができたという業務継続計画は、ぜひ、議会議員にも別の形でどこかでお示しいただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

情報収集を含めた関係機関との連携、また調整の中で、警察とか消防、自衛隊との連携をどのような形態を想定しているのかお伺ひします。

○総務部長（山本雅章君）

災害が発生したときには、議員が、今おっしゃられたように、まず、市、それから消防、警察、それから自衛隊、こういった関係機関と市が連携をとっていくということは非常に大事なことになると思います。そういったところと連携するにあたりましては、通信連絡体制の整備、連絡ルート、こういったものをきちんと整備しておくということが重要なこととなりますので、毎年度、年度当初には、そういった関係機関と連絡先の確認を必ず行っておく、これをきちんと行っております。

それから、ここ最近、毎年行っております総合防災訓練、こちらにおきましても、警察、消防、それからあと自衛隊、こういった関係機関にご参加いただいておりますので、その折に防災に係る情報の交換を行っております。

○石井孝昭君

先ほど、市長より、災害派遣要請、自衛隊についての要請の答弁がありましたけれども、私の記憶するところによると、阪神・淡路大震災が平成7年に起こったときは、自衛隊の派遣要請はたしか当該大臣からしかできなかったと。当時、知事からの要請でも動けなかった自衛隊が法律改正によって、当該知事から自衛隊要請ができるように、今は法律が変わっているといます。自衛隊法の中ですけれども、今、市長の答弁のように、市長より県知事に要請を行うということになって自衛隊派遣ができるという形になってきました。

本市であるかどうかは別ですけれども、想定されるのはどのようなときに自衛隊の派遣要請をされるのか、また、災害状況がどのようなときにそれがあり得ることを想定しているのかというのをお伺ひしたいと思います。

○総務部長（山本雅章君）

具体的にということですが、大規模災害、身近なもので言いますと、まず、震災、地震、大規模な震災が発生して、市域に大きな被害が生じた場合です。それとか、あと、風水害、かなり大規模な風水害が起きてしまったとき、それから、これはなかなかあることではないと思うんですけども、あと、想定をしておるのが航空機落下、飛行機が八街市域に落下した場合ですとか、地域防災計画の中では、そういった震災、航空機、あと毒物・劇物ですとか、そういったものが市域に被害を及ぼすような場合、それから、あと、大規模な火災、そういったものを計画の中では想定しております。

○石井孝昭君

ありがとうございます。地域防災計画が次年度、平成30年度、今回の議会で予算計上されておりますので、そのような件も含めて、備えあれば憂いなしですので、1つ1つ備えていただければありがたいと思います。

それと、今の部長の答弁のとおりですけれども、特に川上地域なんですけれども、雨が続いて風水害ですか、県が指定している危険箇所がほとんど川上地域、榎戸地域にもありますけれども、そこがほとんど指定されておりますので、そののがけ崩れの家倒壊、あと孤立するところが実はあるんですよ。川と山との間に河川が流れていますから、そこで家が孤立する場合に自衛隊の派遣が想定されるのかなというふうに思っておりますので、県の危険箇所に指定されているところを、もう一度当該担当課と見詰め直していただければありがたいなというふうに思います。

以上です。

2番目、八街市総合防災訓練実施の詳細についてご質問いたします。

今日から明日、明後日、二州小学校において第4回の八街市総合防災訓練が実施されます。今まで幾度か二州小学区関係者による実行委員会が開催され、当日を迎えることとなると思います。今年度の八街市総合防災訓練実施の詳細についてお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

災害対策における自助・共助の割合は、一般的に自助7割、共助2割と言われており、実にその9割を占めております。

本市では、市民の自主防災意識の高揚と地域防災力の向上を図り、各地域で自主的、かつ継続的に訓練が実施されることになるよう、八街市総合防災訓練を平成25年度から実施してきております。

平成25年度は、市スポーツプラザ、平成26年度は、八街東小学校、平成27年度は、実住小学校、平成28年度は、笹引小学校、今年度は、2月25日の日曜日に二州小学校で学区内にお住まいの皆様を対象に実施いたします。

なお、訓練の計画段階から、地元の皆様方に協力していただくために、四木区、滝台区、山田台区、沖区及び上砂区の役員、地区社会福祉協議会役員、八街市消防団本部などの皆様、20名にお集まりいただき、これまでに実行委員会を3回開催し、訓練内容などにつきまして

て、協議・検討し決定しております。

訓練内容につきましては、参加者による避難訓練、はしご車による校舎の屋上からの高所救出体験、自衛隊による降下訓練展示を経て、会場を4つの訓練ブースに分け、初期消火及び煙体験訓練、地震体験訓練、被災者救出訓練、心肺蘇生訓練、応急救護訓練、災害時ボランティアセンター立ち上げ訓練、自衛隊の炊き出しから給仕訓練、協力企業・団体による展示などを計画いたしました。

また、市防災訓練とあわせまして市内全域を対象に、午前11時から1分間、防災行政無線からの訓練放送及びメール配信を合図に、姿勢を低く、頭を守り、動かないの3つの安全行動をそれぞれの場所で行う、シェイクアウト訓練を計画しております。

○石井孝昭君

今回の防災訓練は、とても意義があるなというふうに思うのは、二州小学校に通う本校、分校の生徒が授業日として、日曜日ですけれども、全員参加型で行う。それに伴って親御さんも来られる方はぜひ参加願いたい。地域を巻き込んで、そして地元には教育後援会というのがありますので、地域で子どもたちをサポートしていく。このような特性が見られるかなと思います。

八街市内を見渡しますと、さまざまな地域性があると思いますけれども、今後の計画として、全て同じような内容で防災訓練が行われるのか、それとも地域によって特色のある違いや変化を生じさせるのか、その辺についてご質問いたします。

○総務部長（山本雅章君）

総合防災訓練は、市民の防災知識の普及啓発、こういったことを目的に実施しておりますので、初期消火ですとか、応急救護など、こういったものの体験をする訓練が基本だと思うんですけれども、こういったものを中心に行っております。

ただ、今、おっしゃられた地域特性、実はこれは平成27年度から地域の方々による実行委員会を立ち上げるようにしてございまして、地域の方々、区長さんをはじめ地元の方々のご意見などを聞きながら、訓練内容を決めているということで、今年度につきましても同様の形で進めております。

○石井孝昭君

すごく有益だなというふうに思っております。これからもそういった体制をとっていただきたいというふうに思います。

防災訓練時だけのことではないのですけれども、災害時の自衛隊の炊き出しということについてですけれども、熊本地震の我々勉強に行って、その教訓として教えていただいたことなんですけれども、自衛隊は自衛隊の車に乗ってくるのですけれども、機材は自衛隊が持ってきてくれるということでありがたいのですけれども、実際、震災があったとき、お米はこっちで用意してほしいと。被災地で用意するということになっているそうです。私もすごい甘い考えでいたのですけれども、お米も水も全て持ってきてくれるのかなと思ったら、水はどこかに給水車は地元にあるでしょうから、お米は炊き出しのやっぱり基本でしょうけれど

も、こちらで用意しなきゃいけない。当該被災地で用意するべしということなんです。

それについてですけれども、その対応はとても大事だなと、これは備蓄品と合わせて、そのように理解したところでございますけれども、関係機関、JAとか、お米屋さんなんかと協議を図っていかなきゃいけないのか。お米はなかなかストックできませんから、生のお米は。その辺、市として考えていただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○総務部長（山本雅章君）

おっしゃるとおり、米とか野菜とか、そういったものはやはり市の方で用意をしなければいけないということでございまして、市で災害時協定として、いろいろなところと協定を締結させてもらっていますけれども、そういった食料関係で申し上げますと、千葉みらい農業協同組合と米、野菜等の生活必需品の災害時における生活物資の供給協力に関する協定、こちらを締結しておりますので、自衛隊の炊き出しの場合は、JAさんの方から協定に基づいてお米等を供給していただくということになっております。

○石井孝昭君

では、部長、しっかりJAの責任者に伝えておいてください。こういう質問があったよということ。

3番目、各学校における防災教育・減災教育の現状と取り組みについてご質問いたします。まさに先ほどの質問事項である八街市総合防災訓練において、その実施日を登校日として二州小学校で通学する本校・分校の生徒全員が参加されるということで行われると。それこそが本当の防災教育そのものであるなというふうに私も思います。とてもすばらしい取り組みであると思います。

やはり、日頃から防災に対する意識作り、減災に対する教育環境作りはとても重要であると認識しております。

そこで、各学校における防災教育・減災教育の現状と取り組みについてお伺いいたします。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

防災教育は、さまざまな危険から児童生徒の安全を確保するために行われる安全教育の一部として行われております。学校における安全教育は、交通安全、生活安全、災害安全の3つの領域から構成されており、防災教育、減災教育はこの中の災害安全に関する教育と同義です。

防災教育、減災教育は、災害に適切に対応する能力の基礎を培うために、避難訓練はもとより、関連する教科、総合的な学習、特別活動などの学校教育活動全体を通して行っております。

また、地域防災力の向上としては、平成26年度より、防災関係機関、団体及び市民が一体となって行う八街市総合防災訓練を市内の小学校を会場として実施しております。今年度は二州地区の方々を対象に二州小学校で実施を予定しております。

来年度以降も、未実施の小学校を会場に順次実施する予定です。

○石井孝昭君

防災教育として、今、教育長より答弁がありました。各小学校、中学校でも学校の形態、形、造り方も違います。もし大規模災害が発生した際に、各学校それぞれで防災の形も変わってくるのかなというふうに思います。

避難経路とか、非常用階段等の設置、その利用や活用は、児童生徒にまず自分の命は自分で守る教育ということを前提として行っていただきたいと思いますけれども、どのように防災教育の周知をしているのかご質問します。

○教育次長（村山のり子君）

お答えいたします。

各学校では、全ての教室からグラウンドへの避難経路を定めておりまして、教室内に図も掲示しております。年に数回、決められた避難経路での避難訓練を行うとともに、教室にいない場合に地震が発生した場合の避難訓練も行っております。

また、日頃より上から物が落ちてこない、倒れてこない場所を探す訓練も行っています。例えば、朝陽小学校の場合ですが、昼休み中や給食中、掃除の時間中に緊急地震速報の音を全校に流しまして、児童一人一人が今いる場所でも最も安全な場所を探し、そこに避難する訓練を行っております。

学校では、常日頃からさまざまなタイミングで災害が起こることを想定しまして訓練を行い、安全活動に努めております。また、それぞれの学校でも、常に安全活動に努めているところではあります。

○石井孝昭君

これからも命を守る教育、防災活動によろしくお願いいたします。

また、本年度、平成29年度に中央公民館の敷地内に教育施設ということですが、防災井戸、これが新設される予定、もう工事が始まったのかどうか、わかりませんが、進捗状況と今後、八街市にこれは初めてだと思えるんですけれども、防災井戸を作られた、どのように活用していくのかご質問します。

○総務部長（山本雅章君）

中央公民館に現在、工事をしている防災井戸ですが、これにつきましては、実はまだ工事中でありまして、一応3月末の完成予定でございます。この防災井戸なんですけれども、これは電源として発電機にも対応できる仕様のものでございますので、災害時に水が出なくなったときには、防災井戸で給水活動、こういったことができるようになるものと思っております。

○石井孝昭君

広報等でぜひとも周知をしていただきたいと思っております。

4番目に移ります。消防団員数の現状と今後の課題についてでございます。

消防団は、通常の消防職員が勤務する消防署とは異なり、火災や大規模災害発生時に自宅や職場から現場に駆け付け、その地域での経験を活かした消火活動・救助活動を行う非常勤

特別職の地方公務員という位置付けであります。

総務省消防庁の統計では、全国の消防団数は約2千200、消防団員数は約85万人という現状であります。経済の高度成長期以降、過密過疎の進行など、地域社会、就業構造、国民意識の大きな変化に伴って過疎地域などにおいては、新たに消防団員として参加する若年層が年々減る一方、都市部を中心に地域社会への帰属意識の希薄化が生じ、既存の地域組織活動になじみが薄い住民が増加しております。団員の年齢構成は、かつて比較的若い若年層が中心でしたが、近年30歳未満の団員の割合が減少する一方、40歳代、50歳代以上の割合が増加するなど、高齢化が進行しています。

団員の職業構成は、かつて自営業者などが中心を占めていました。被雇用者、いわゆるサラリーマンである団員の割合が増加しており、昭和43年の26.5パーセントが平成29年には73パーセント、いわゆる勤め人が73パーセントという現状であります。

そこでお伺いいたします。八街市の消防団員数の現状と今後の課題についてご質問いたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市では、年々減少する消防団員の確保を図るため、平成28年10月より消防団経験者等による機能別団員制度及び女性消防班制度を導入したことにより、平成23年度より毎年度減少しておりました団員数が昨年の401人から411人と増加となりました。

しかしながら、分団の管轄区域の人口が少ない地区では、少子高齢化が進み、サラリーマンの増加により他市に通勤する人が増えるなど、地域の防災活動の担い手を十分確保することが困難になっている現状があり、消防団OBの再入団や自治会役員の入団等により分団運営を維持している状況であることは認識しているところでございます。

このような分団につきましては、それぞれの地区において特色をもって活動してきたこともあり、消防団を中心に各地区の方々を含め、意見を聞きながら、分団の運営方法等の分団維持の方策について、協議、検討する必要があるものと考えております。

○石井孝昭君

今の市長の答弁のとおり、少し人数が増えてきているという現状ですけれども、平成28年に定数480人ということで定めております。

各分団員数の現状をお聞きしようと思っただけなんですけれども、ちょっと時間がかかるので、これは割愛させていただきますけれども、私なりの消防団の再編成の考えということで、お話をしたいなと思います。

地域性もあると思いますけれども、現状の地域防災力を維持していくことは、だんだんと本当に厳しくなっているなというふうに思います。特に私が住んでいる上砂地区をはじめとする、要は川上地区、川上小学校区、ここでは平成6年に川上の前区長さん、分団長さん、そして消防本部と皆さんで話し合いが持たれて、今の22分団、勢田の22分団が地域で消防車を管理していくという方針が申し合わせがされたということでお聞きしています。今よ

り24年近く前のことでありますけれども、そのときの区長さんもほかの分団長さんも「まだまだ大丈夫だよ」と、そのときは人がいっぱいいた時代ですから、まだ、そのときから、今それだけの年を経て、実際、川上学区における消防団員数はほかの小学校区と比べて非常に数が少なく、消防団の数は多いのですけれども、人が少ないと。各行政区にとって、団員の確保は、非常に厳しくなっている現状であります。

この現状を市として、どのように理解しているのか、またどのような把握に努めているのかご質問します。

○総務部長（山本雅章君）

分団の管轄する地域の人口が少ない地区では、地域の防災活動の担い手、消防団員となるのですが、これは十分確保するということが本当にもう困難になっているという現状であることは私どもも十分理解をしております。分団の方では、人数がどんどん減少していくという、まさに苦慮している状況だということで、理解をしております。

そういう状況もありますので、消防団OBの再入団、それから、あとは区の役員さん、こういった方も分団の方に入団して、分団の運営に携わっていただいておりますという現状は、非常に厳しい現実であるという理解をしております。

○石井孝昭君

防災力の維持は、そのままということの前提でお話ししますけれども、ある区長経験者、ある分団長経験者が私に試案を持ってきました。これは数人の方々のご意見をまとめたものというふうに理解していますけれども、今、8ある分団数を3つに減らしたいと。例えば、消防車は今までどおり各地域でそれぞれ管理をして、3つに減らすということは3つの分団を作って、その下に部を作るということですが、例えば、砂、上砂、吉倉、ガーデンタウン区で1つの分団、大谷流、小谷流、勢田、希望ヶ丘で2つ目、3つ目は根古谷、用草、岡田と。消防車は各部で今までと同じく管理していく、その下の部で。4つの地域の1つそれぞれで管理をして、その上に分団長がいるのですけれども、各部の部長さんがいて、出初式等の行事は今までどおり消防車の数は変わらず出ていくと。

操法大会の合同訓練には、各部1チームが参加して、本大会の操法大会の出場は1個分団で参加。つまり3つの分団が川上地区で出ると。これは今までとほとんど変わらないです。各行政区の行事は、今までどおり各地域の消防車を管理している部が出ていく等のメリットが考えられるよと。

高齢化社会、人口減少が川上地区は非常に、高齢化もすさまじい勢いで進んでおりますので、若年層の生活スタイルや意識の変化等により、今後、さらに厳しい状況が迫っているということ。

このような私案ですけれども、担当課長にお伝えはしてあるのですけれども、答弁は結構ですから、そのような形で、私は消防力の減退を進めているわけではなくて、消防力の維持向上をそのままにして、地域との融和をしっかりと図って、やはり、そこは分団と地域の区長の皆さんと今後お話し合いをする機会が出てくるんじゃないかと。また、そうすべきじゃ

ないかという時代が来ると思います、そう遠くない時期に。そうしたときに、防災力の減退をすることなく、事務局案として、市としてもお考えを1つには検討を始めたらいかがかなと、このように思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

5番目、機能別消防団及び女性消防団員の現状と役割、目標についてご質問いたします。

機能別消防団員については、平成28年、市の消防団条例の改正において、当該消防団の区域内に居住し、もしくは勤務しているものであつて、概ね日中において消防団活動を行うことができると思はれる者と。

機能別消防団員にあつては、基本団員として経験が5年以上ある者。また、消防吏員であつた者。ただし訓練を受けた者であつて、団長が認めた場合、この限りではない。

今、各分団、条例では3名ということで、規則に載つています。

女性消防団員については、規則の改正の5条の2、女性消防班を置くことができると。女性消防班は、消防本部の指示のもと、火災予防の広報、応急手当の普及及び啓発を行うとあります。

かねてより、幾度か質問させていただきました機能別消防団員及び女性消防団員の現状と役割、目標についてお伺ひいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

サラリーマン等が勤めに行く日中は団員が手薄となり、消防車の運転業務等に支障を来す場合がありますことから、各分団3人以内として、主に日中の消防団活動に従事できる消防団経験者等による機能別団員制度を導入したところでございまして、本年1月末現在で25個分団中、8個分団で19人が在籍しております。

また、防火予防広報や救命講習の実施、諸行事による消防団をPRする活動、また災害時には救護活動など、基本団員の消防活動を補完する女性消防班制度も導入したところでございまして、本年1月末現在で6人が在籍しておりまして、今後さらに4人が入団予定となっております。今年度は応急手当普及員講習を3日間受講し、救急法を指導するために必要な技能と知識を要する資格でございまして、普及員章の交付を受けまして、2月25日に実施いたします二州小学校での八街市総合防災訓練におきまして、消防署職員とともに訓練参加者に応急救護訓練を実施いたします。

今後は、講習の受講や他市町の女性消防団員との意見交換会の参加機会を設けるなど、女性消防団員の活動の充実に努めてまいります。

○石井孝昭君

非常に機能別消防団員、女性消防団員の役割は増えてきています。機能別消防団員の方を見ますと、OB団員を活用したり、今の答弁のとおりですけれども、予防消防団員として、また全国を見ると、住宅の防火訪問とか、高齢者訪問、救命救助講習の実施を中心に活動したり、大規模災害対応のバイク隊とか、水難事故対応の水上演習隊、先ほどの女性消防分団、大規模災害時にのみ活動する分団、さまざまな機能別消防団が存在しております。

近年、消防団員が減少して、平均年齢の上昇が進む中で、大学生・専門学生、若い力の消防団活動への参加が強く期待されています。そんな中、各地で大学生・専門学生を消防団員として採用しようという動きが広まりを見せ、平成18年で1千234人であった学生消防団員は、平成29年4月1日現在で約4千人の学生消防団員が活躍しています。

愛媛県松山市消防団では、大規模災害時に避難所等で応急救護や物資の配布などをする大学生防災サポーター128人が活動しています。平常時には、市の防災訓練などで訓練を積むとともに、広報活動、応急手当や心肺蘇生法など普及活動も行っています。

本市でも、機能別消防団の中に学生消防団・防災サポーター制度を導入して、若者の防災教育や地域交流の場として提供していく、ふるさと八街の安心安全を守る若い学生消防団、また防災サポーター制度を導入していくべきと考えますが、いかがでしょうか。

○総務部長（山本雅章君）

学生消防団、消防隊、これは県内で見てみますと、銚子市の千葉科学大学ですとか、千葉市の淑徳大学、こういったところで活動、活躍されているというふうに聞いております。

学生の消防団、消防隊ですけれども、いずれも大学が所在する消防団への加入ということで、本市では市内に大学がございませんので、同じようなことをしていくのはちょっと困難であると考えておりますので、あとは機能別、ほかの部分での機能別団員の充実を図る方に努めてまいります。

○石井孝昭君

女性消防団員等については、新宅議員より質問がありましたので、割愛させていただきますけれども、将来、女性消防団、県内を見ますと、浦安なり山武なり東金なりを見ますと、全国の女性消防操法大会に出場して、栄冠を勝ち取っていきこうという動きをしているところがありますので、組織を育てるという意味も含めて、女性消防団員の位置付け、今では本部のものの活動になっておりますけれども、ご答弁の一旦にもありましたけれども、いずれは分団の中にみたいなことで活躍の場を広げていただければありがたいかと、このように思っております。

最後に、消防体制の整備に向けてご質問いたします。南部出張所の拡充、そして庁舎の増改築についてでございます。

昭和47年に佐倉市八街町酒々井町消防組合が発足し、はや46年が経過いたします。現在、八街町から八街市に変わっております。

消防組合本部は、今ある合同出張所にあり、当時、バイパスの完成に伴い今の消防組合本部が佐倉市大蛇町に新設し、間もなく16年になろうとしております。

庁舎整備として、1本部4署5出張所全ての消防庁舎において耐震化を終わっており、仮眠室の個室化の問題が残されております。南部出張所では、いまだ仮眠室の個室化が実現していません。

そこで、消防体制整備強化に向けて、八街南部出張所用地の拡充及び庁舎の増改築についてご質問いたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

現在、消防組合では、庁舎の老朽化対策や、仮眠室の個室化及び救急消毒室の設置等の施設の充実を図るため、順次、署所の改築を実施しており、平成29年度から平成30年度にかけて佐倉消防署神門出張所の建替工事を実施しております。

八街消防署南部出張所におきましても、庁舎の老朽化が進んでおり、今後の維持管理方法及び勤務環境の改善が課題になっていることから、消防組合の平成29年度から平成31年度の実施3カ年整備計画の中で、構成市町との調整を図りながら、計画期間中に検討を進めることとしておりまして、先般、消防組合より八街消防署南部出張所の増改築等の要望書が提出されました。この要望を受けまして、消防組合と整備時期及び増改築の内容等を協議してまいりたいと考えております。

○石井孝昭君

ご案内のとおり、南部出張所は昭和52年に建築されて40年が経過しております。平成24年に耐震工事が終わっておりますけれども、個室化はされていないということでありませ

す。今、佐倉管内の個室化の状況を見ますと、志津消防署と南部出張所のみが消防吏員の個室化がされていないと、処遇改善されていないという状況にありますけれども、財政の問題もありますけれども、土地は八街市で用意するという事になっております。つまり、南部出張所の奥の後ろに農地が広がっておりますけれども、今、佐倉の本部の方では、平成23年12月、また今年度の2月に要望文が八街市長宛てに提出されておりますけれども、今後、佐倉の消防本部の基本計画の中に、平成32年に予定をしているということですので、できれば、その中に南部出張所の用地の拡充、そして庁舎の増改築を盛り込んでいただきたいと思いますというふうに、私は認識をしております。

南部である林議員も山口議員もそう願っているというふうに思いますけれども、市としての庁舎の改修、そして地元区との協議等を始めていただく考えは、市長、その辺、いかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

日頃、消防組合職員の皆様におかれましては、八街市民全般の安心安全のために大変ご労苦を担っていただいているところでございます。その中で南部地域を担っている南部出張所の職員の皆様のご努力に改めまして敬意を表するところでございます。

今、石井議員からその点の内容について、もう少し精査してくれというようなご要望がございました。地元区の区長さん並びに八街市選出の消防組合議員、関係者、あるいは、いろいろな関係者としっかり協議した中で、いい方向の提案をするよう協議してまいりたいと考えております。

○石井孝昭君

ありがとうございます。南部出張所は、特に今は東千葉メディカルセンターに救急車を、

第三次体制をとって、ほぼそちら側をまず選んで伺っております。ですから、利用の頻度とかは非常に多くて、今後、同じく消防吏員が活躍していただける、またお休みいただけるような場所として、市として、今年度とは市長、言いません。来年度以降、調査費、内部で検討していただいて、これはぜひとも私からも強く要望していきたいというふうに思います。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（木村利晴君）

以上で誠和会、石井孝昭議員の個人質問を終了します。

会議中ではありますが、ここで10分間休憩をいたします。

(休憩 午後 2時01分)

(再開 午後 2時10分)

○議長（木村利晴君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、誠和会、山田雅士議員の個人質問を許します。

○山田雅士君

誠和会の山田雅士です。今3月定例議会最後の質問者ということになります。質問を無事始められるようになって、ほっとしております。それでは、よろしく願いいたします。

質問事項1、まずは街の活性化ということで、要旨(1)(仮称)八街落花生マラソン大会についてですけれども、こちらは先日の山口議員の質問とはかぶっているのですが、今年の2月18日に第1回の会議が開催されたということで、その際には(仮称)八街落花生マラソン大会というような名目でということだったので、この呼び名を使わせてもらったのですけれども、また、改めて、このマラソン大会は、どのぐらいの規模の大会を目指していくのか、改めてご答弁ください。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

個人質問1、山口孝弘議員に答弁したとおり、平成31年10月に、大会の開催を目標に、2月18日に実行委員会が設立されたところです。

今後、八街市教育委員会としても、実行委員会と連携を図り、既存の八街市ロードレース大会を軸に、八街市民と全国のスポーツ愛好者を対象に、現在のロードレース大会を上回る規模の大会を目指し、八街市名産の落花生を広くPRするとともに、本市のさらなる活性化につながるよう支援してまいります。

○山田雅士君

今のところは平成31年10月にハーフマラソン大会を予定しているということになります。今年の10月に関しては、先日の答弁にもあったとおり、今年の2月に開催されたものと同じ形のロードレースをもう一度八街市民体育祭のかわりに行うというような形になっていると思います。

八街市民憲章でも、スポーツに親しみ、健康で働いたくましい街にしましょうということであり、こういったスポーツのイベントをぜひとも成功に導けるように、いろんな形で八街市民を巻き込んで大会を盛り上げていただきたいなと思うのですが、そこで、平成31年10月予定のマラソン大会に関しても、いかに市民を巻き込んでいくかというのが大事になってくると思いますが、その辺、どのようにお考えか、今の段階でということになりますが、お聞かせください。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

平成31年10月の大会開催については、市民主導型の実行委員会主催による大会を予定しております。

今後、八街市教育委員会としても、実行委員会と連携を図りながら、八街市協働のまちづくりの考えのもと、多くの八街市民が参加できるよう、関係機関や関係スポーツ団体にPRするとともに、幅広い年齢層が運営に参加できる大会を目指し、支援してまいりたいと考えております。

○山田雅士君

ぜひとも、そのような大会を目指していただきたいと思います。

今の教育長の答弁の中で、幅広い年齢層ということがありましたが、このロードレースもそうなんですけれども、前の1月にはピーナツ駅伝というのがございます。こちらに関しても多くの市民が、市内外から参加者がありまして、その中で、もちろん八街市民も参加していただいているのですけれども、特にピーナツ駅伝に関して、中学生の参加がこここのところ、思わしくないような気がするのですが、今までのここ近年の参加者の推移、その辺をお聞かせ願えればと思います。

○教育次長（村山のり子君）

それでは、本年度のピーナツ駅伝大会の参加者と前年度の参加者を申し上げます。

まず、本年度の中学男子が5チーム、中学の女子は2チームでした。昨年度、平成28年度は中学男子が8チーム、中学女子が6チームの参加でございました。

○山田雅士君

多分、減ってきている。自分もこの大会に役員として関わるようになって、もう10年以上たちますけれども、年を追うごとに本当に少なくなっている非常に残念な状況ではないかなと思います。

もちろんいろんな要因が考えられると思います。生徒数の減少ももちろんあるでしょうが、ここ近年だと、やはり、少しでもインフルエンザの可能性があれば当然参加はできないというようなことになるとは思いますけれども、こういった八街市のスポーツイベントに八街市子どもたちがしっかり参加していただきたき、いずれはその子どもたちが大人になったときには、マラソン大会が根付いているかもしれない、そういったときに、その子どもたちにしっかりマラソン大会に参加したいと思わせるような、そういった大会になってほしい

と、そういう思いもありますので、中学生たちの参加をぜひ促してほしいと思うんですが、その辺、いかがでしょうか。

○教育次長（村山のり子君）

まず、市の駅伝大会などですけれども、学校からも積極的に参加を呼びかけております。ですが、任意参加でございますし、中学3年生というのは受験シーズンでもございます。また、インフルエンザ等での体調による不参加もあったと考えられます。

また、部活動の対外試合、こういうことも想定されておりますので、それで参加を見合わせている場合もございます。

今後も引き続き学校と連携をしまいたいと考えておりますし、また、幅広い年齢層が参加できるように検討して、さらにPRに努めてまいりたいと考えております。

○山田雅士君

ぜひとも積極的な参加を促していただきたいなと思います。

そして、また、ロードレース、今年度2月11日に開催されました。今年の参加者は428名ということで、多くの方に市内外から参加していただきました。その中には、服部議員が毎年2キロで参加していただいているということで、頑張っているらしいです。私も今回一大決心をして、10キロのコースを走らせていただきました。議員の皆様からも数多く激励いただきまして、特に林修三会派長からは大会運営に支障を来すなという言明を受けまして、そのおかげもありまして、何とか恥ずかしくないタイムで完走することができました。ありがとうございます。

このロードレースは最長でも10キロの大会ということで、それで428名の参加ということになりました。先日のマラソン大会に関しての答弁では、1千人規模の大会で、ハーフマラソン20キロの大会を目指すということになっております。その規模の大会を開催するとなりますと、当然、日時の設定や、あとはコースにいろんな人員を配置しなければいけないということになると思います。そうすると、今まで以上に関係団体、ボランティアの方々に協力いただかなければいけなくなると思うのですが、そこでハーフマラソンになったときの人材を配置どのように確保していくか、その辺のお考えがあればお聞かせください。

○教育次長（村山のり子君）

まず、実行委員会の中で、これからコース等を協議していくわけですが、必要人員等も協議していくことになります。体育協会、あるいは青少年相談員連絡協議会等の関係諸団体のほかに、ボランティアの募集、サポーターの募集など、幅広く考えてまいりたいと考えております。

○山田雅士君

ぜひとも、そういった多くの団体の方々、また、その他の多くのボランティアの方々、いろいろな形で声をかけていただいて、ぜひともマラソン大会を成功裏に導けるように、教育委員会としても全力を尽くしてほしいなと思います。

マラソン大会が開催されるときには、20キロを私も走れるように、また頑張りたいなと

思っておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、続きまして、質問事項2の道路問題に移らせていただきます。

(1) 富山十字路交差点についてですけれども、この富山十字路は、市内でも初めて右折車線が4方向しっかりできた十字路ということで、それによって、以前はかなり渋滞もあったのですが、大分改良はされてきました。ただ、特に夕方のピーク時なんかには、まだまだ車の長い列ができています。

そこで時差式信号へ改良できないかという要望が富山区民、あるいは利用者から声が挙がっているのですが、改良できないかという点をお聞かせください。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

信号機の変更などの交通規制につきましては、千葉県公安委員会が設置効果、緊急性、住民の要望等を考慮し、より必要性の高いものから順次、設置を行っており、市としましては、以前より地域からの要望により、佐倉警察署を通じまして千葉県公安委員会に要望しているところでございます。

時差式信号機への変更につきましては、時差式信号機が設置された交差点での事故が発生している状況を受け、全国的に時差式信号機の運用の見直しが行われており、新規の時差式への変更は難しいものとなっておりますが、今後、地域の要望等を踏まえまして、交通混雑の緩和のために矢印式信号機への変更や信号サイクルの変更など、千葉県公安委員会への要望を検討してまいりたいと考えております。

○山田雅士君

今の段階では時差式へは難しいということですので、ただ、この十字路は比較的事故が多い、ここ近年では目立っていないのですが、以前は中学生が自転車で通ったときに大きな事故に巻き込まれてドクターヘリで運ばれると、そういったこともありました。また、どうしても夕方渋滞があると、そういった点を言いましたけれども、文違1号線、文違から大関へつながる道路なんですけれども、大関方向から行きますと、富山踏切がありまして、その踏切を越えると、すぐ十字路があるのですけれども、どうしてもその距離が短く、また、特に文違方向からの車が長蛇の列ができる関係もありまして、どうしてもそこを時差式ではないために右折する車はかなりたまってしまう。また、信号の切りかえのときになったときに、どうしても急いで車が通行することが数多く見受けられる、そのことで歩行者や自転車との接触等が非常に可能性の高い危険なところでもあります。

私も、どうしても例えば大関方向から来て、踏切を越えて、目の前に自宅があるものなので、この十字路のところで右折しようとしたときに、信号の切りかえのところで、場合によってはちょっと急いでいるときとか、どうしても慌てて走ってしまう。ふだんは安全運転を心がけているのですけれども、そういうときは、少し乱暴な運転になってしまうこともあるので、いけないとは思いつつも、そういう状況ではありますので、ぜひとも将来的には時差式信号へ改良できればなと思っております。また、そういう区民の要望も強いということ

をここでお伝えさせていただきます。

それでは、続きまして、榎戸駅の道路整備なんですけれども、この富山十字路から市道102号線、そして、コンビニエンスがある丁字路のところ、そこを左折していくと、榎戸駅方向に向かう市道104号線になるのですが、こちらの道路整備についてお聞かせください。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

榎戸駅までの市道の道路整備でございますが、榎戸駅から泉台区までは、当時の開発行為によりまして、道路幅員も確保され両側歩道も整備されております。

現在、市道104号線の計画はございませんが、主要幹線道路として利用されている1、2級の市道を優先に国の交付金を活用いたしまして整備を行っている状況でございます。

今後、道路整備の計画や排水機能の確保、交通状況の変化を見ながら、調査等を行いまして、道路整備を検討してまいりたいと考えております。

今後も引き続き、現地パトロール等を強化いたしまして、道路補修を行い、車両等が安全に通行できるよう道路管理に努めてまいりたいと考えております。

○山田雅士君

こちらの道路は、ちょうど通学路でもあります。先日、川上雄次議員の質問でもありましたが、榎戸駅の工事に関しては順調にしているということで、今後、榎戸駅の整備が完了すれば、さらなる交通量の増ということも考えられるのではないかと思います。どうしてもあそこの道路は、駅へ向かう高校生の自転車、それと八街中学へ通う中学生の自転車、それが同時に相当の時間では走ることあります。そこで車の通りのあるときに、非常にすれ違いうときに危険だというような意見も挙がってきております。ですので、今後、道路の整備ということでお聞きしたのですけれども。

今後、榎戸駅が新しく改札口ができたときに、今までは改札口が1つしかないのですが、どちらかといえば、反対側の大関方向から榎戸駅に向かう車が多かったと思うのですが、今後は新しくもう一つの改札口ができることによって、先ほど言った市道104号線から榎戸駅へ向かう車が増加するのではないかなと思うのですが、その辺は、どのように想定されていますでしょうか。

○建設部長（横山富夫君）

先ほど市長答弁にもございましたけれども、榎戸駅から泉台区のところについては、両歩道の道路整備、車道の幅員もとれて道路整備がされておりますけれども、その先についてはまだ整備が整っていない状況でございます。

また、榎戸駅の東口の開設によりまして、通勤通学、またその時間帯によっては、今、山田議員がおっしゃったように、混雑が見込まれると思いますけれども、車両等も増える、歩行者も増えるというようなことも可能性はあると思いますので、その辺については、榎戸駅の東口の開設が見込まれた時点のその動向を見ながら整備につなげていくよう注視してまいりたいと考えています。

○山田雅士君

ぜひとも、動向を注視いただいて、新しく榎戸駅東口が開設されたときに、市民がよりよい利便性を保てるようにしてほしいなと思います。

また、先ほど、丁字路のところの話をしたのですけれども、この丁字路のところは、ちょうどコンビニエンスストアのファミリーマートがあるところの駐車場で、ちょうど駐車場の隅っこのところに車が常駐していることがかなり多くありまして、榎戸駅方向から富山に向かうと、左側の見通しが悪い状況なんです。もちろん車を置かれるのはしょうがないかとは思いますが、どうしても、そのことで左側の視界が妨げられて、榎戸駅方向から富山に向かう車が前に進んで反対側の道路を見ないと視界が保てない。そこで、ちょうどそのときに自転車が一緒に通行して行って、当然自転車も両脇に車がある状況で丁字路を横断しようとする。そこで左側から来た車に接触等の可能性が非常に高いということで、区民からそういう危険な可能性があるということを言われております。

本来でしたら、視界性がしっかり確保しやすいところではあるので、カーブミラー等がなくても大丈夫なんでしょうけれども、現状では本当に車が常駐していることが多いために、左側の視界が確保できないことが多いので、この丁字路にカーブミラーを設置できないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○総務部長（山本雅章君）

カーブミラーの設置につきましては、地元からの要望が出されまして、その上で現地の確認、危険な箇所であるという設置の必要性、こちらの方が確認できれば、随時設置をしております。前提となりますのが、地元からの要望ということ、あと、危険であるかどうかの判断ということになります。

○山田雅士君

ぜひとも確認していただいて、場合によっては設置に向けて動いていただきたいなと思います。

それと、この丁字路と富山十字路に関して、こちらも横断歩道や停止線等に白線がもちろん引かれているのですけれども、こちらは先日の服部議員の質問で、道路整備に関してのご答弁があるので、要望という形でお話しさせていただきますが、どうしてもこの2つの丁字路、交差点、こちらもかなり白線が見えない状況になっております。なので、こちらの白線に関しても整備の中で計画に入れていただければなと思いますので、ぜひともよろしく願いいたします。

それでは、最後に、街の安心安全ということで、消防活動について質問させていただきます。

今週、特に火災が多い週になってしまいました。先日、また先々日、連日にわたって火災が大小ありまして、特に21日の八街市での火災では、かなりの大規模な火災ということで、本署の5トン車の補水車が2回にわたって出動するというようなことでした。また、その前にも榎戸の魚地工務店付近での火災、これも何回も通報がありまして、こちらも全焼規模の

火災ということでした。また、その前には山田台で火災がありまして、残念ながら、こちらは死者が出てしまったということで、それぞれの火災で亡くなられた方、または被害に遭われた方にお悔やみ、お見舞い申し上げたいと思います。

季節的にどうしても乾燥しているのです、火災が多い時期ということにはなってしまったのでしょうかけれども、消防署や消防団がしっかり活動していかないと、こういう火災があったときには、非常に大きな被害に遭われるのかなと思いました。

そこで火災の消火活動に関して大事な消防水利の状況についてお聞かせください。

○市長（北村新司君）

市内の消防水利の状況でございますが、消防水利の基準に対し40立方メートル以上の防火水槽及び消火栓を合わせまして、充足率は約73パーセントとなっております。

このような状況から、消防水利基準に満たない地域を重点に、毎年度、耐震性貯水槽1基の整備を進めているところでございます。

また、これに加えまして、平成24年から本市と国営北総中央農業水利事務所及び北総中央用水土地改良区の三者により、地域用水に関する協定を締結し、排泥枘、給水栓及びウォータースタンド等を防火用水として使用できる状況でございます。

次に、消防水利の管理につきましては、消防署におきまして、全ての水利を対象に年2回以上、消防団におきましても管轄する区域の水利の点検を定期的を実施しておりまして、点検により異常が発見された場合は、速やかに市に報告をいただき、修繕等の対応を実施しているところでございます。

今後も消防水利の整備及び適正な維持管理に努めまして、有事の際に備えてまいりたいと考えております。

○山田雅士君

今、市長の答弁で、毎年1基耐震性の貯水槽ということで整備いただいているということで、非常にありがたく思います。

それでは、貯水槽なんですけれども、毎年1基ということでしたが、今年は何の地域に設置されたのか、また、次年度は何の地域に計画があるのか、その辺もお聞かせ願えればと思います。

○総務部長（山本雅章君）

ただいまのご質問に答える前に、先ほどのカーブミラーの件で、私、1点、言い忘れましたので。地元要望、それから、危険性、それに加えまして、あと設置場所の地権者の方の承諾、こちらの方も必要になってまいりますので、ご了承の方をお願いいたします。

ただいまの耐震性貯水槽、今年度はどこに整備かということでございますが、本年度は山田台区に1基設置をするもので、現在まだ工事中でございます、3月末完成予定となっております。

それから、来年度、平成30年度は、まだ設置場所の方が決定までは至っておりません、関係地権者ですとか、あと工事にあたっての材料とか車両の搬入経路、それから工事施工の

スペースとか、こういった問題がありますので、それらを今後調整の上、新年度の設置場所を決めていくということになります。

それで、どこに設置するかということになりますと、それは消防の水利の基準に満たない場所として、そういう箇所を選定するというところでございます。

○山田雅士君

やはり優先としては未基準の地域のところを優先ということになると思います。しっかり整備していただいて、どんな場所で火災があっても対応できるように努めてほしいなと思います。

それと、また、では、今度は消火栓に関してなんですけれども、こちらはどうしても場所によっては老朽化等が見受けられるところが数多く挙がっていると思います。

そこで今年度の修繕実績がどのようなものであったのかをお聞かせください。

○総務部長（山本雅章君）

消火栓の今年度の修繕ということですが、漏水とか老朽化に伴うもの、それに伴う消火栓自体の入れ替え、修繕なんです、それが4カ所、それから、修繕以外ですと、漏水とか、あと公共工事の関係で撤去したものが2件、この2件につきましては、消防水利の基準に対して影響がなかったものですから、この2件については撤去ということでございます。

それから、あと新設したものとしましては、これは水道管の更新工事に伴って消火栓を新設したものが2カ所、それから、あと、開発行為によって新設したものが2カ所、合計4カ所の新設というふうになっております。

○山田雅士君

ありがとうございます。ちょうど今月の4日、日曜日に市教育委員会の定例表彰式がありまして、私、中央公民館から富山区の自宅に帰る途中で、富山踏切の、またさらに八街の方に行くと、二分社踏切という名称だったと思うんですけれども、そこの近くの消火栓で点検をしていた第一分団の方が、ちょうどそこでやっていたのんですけれども、たまたま通ったときに、破損していたんですね。水がとまらない状況になってしまっていて、日曜日ということで、対応に苦慮されたみたいなんですけれども、幸い日曜日は応急処置をしていただいて、現在は修繕して新しいものになったということで、迅速な対応をしていただきまして、本当にありがとうございます。やはり、今後も消火栓は多分、老朽化しているところ、そういったところはまた出てくると思います。なので、その都度、しっかり対応していただきたいなと思います。

それでは、次に、先ほど、市長答弁で消防整備の状況の充足率が73パーセントということで、残念ながら100というわけにはいかない状況ではありますので、そこで大事になってくるのは、消防自動車の存在ではないかなと思います。

現在では八街市のポンプ車と小型ポンプ車で水槽を積んでいる車、それと水槽を積んでいない車というのが存在しているのんですけれども、消防自動車は当然年数が来れば更新ということになると思うんですが、更新についてどのような状況かお聞かせください。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

消防団25個分団の車両の更新につきましては、整備計画に基づきまして、毎年度1台を更新しております。車両更新にあたりましては、消防力の整備指針に基づき水槽の必要性など、地域事情も勘案して、既存の車両種別にとらわれず、消防ポンプ自動車、または小型動力ポンプ付き積載車を配置しているところでございます。

今後も適正な車両の配置を行いまして、有事の際に備えてまいりたいと考えております。

○山田雅士君

毎年1台が基本ということで、その中で各分団順番によって、さまざまになっていくとは思いますが、その中で、前々年度ですか、第一分団の消防車の更新の際には、そのときには補助金の関係等もありまして、1分団だけではなく4分団と12分団の消防車も、この2つに関しては水槽のない車ではもともとあったのですが、更新していただきました。同時に3台ということは非常にありがたかったなと思います。

ただ、1分団の消防車に関しては、残念ながら、今のポンプ車から小型に移ってしまったということで、もちろん、1分団が所属している一区・富山区の状況というのは、ほかの地域に比べれば比較的水利がしっかりしている状況ではあるかもしれませんが、どうしても水の量が減ったことによって不安視する団員の声も聞かれました。また、団員の中には、どうしても車の水の量が下がったことで、格下げというような印象を持ってしまっている団員の方も正直言って、いらっしゃいます。

そんな中で、もちろん自動車の更新というのは、お金もかかることですし、補助金等の絡みもあると思いますが、今後、八街の消防団の車が、特にポンプ車がどのようになっていくのか、お聞かせ願えればと思います。

○総務部長（山本雅章君）

消防自動車の更新にあたりましては、その地域の特性、例えば市街地なのか、準市街地なのか、その他なのかとか、道路が狭い、広い、あと、建物が密集しているとか、それぞれの地域の特性というものがございまして、そういったものを考慮しながら、車両更新の整備計画を立てております。

実際に車両を更新することになった場合には、先ほど申し上げた、その地域の特性、それから地域の事情、そういったものを勘案しながら、分団と十分に協議、調整をしながら、実際の更新にはあたりたいと考えております。

○山田雅士君

今議会でも防災、消防団に関しては、数多くの議員の方から質問がありました。25日、日曜日にも八街市総合防災訓練ということで二州小学校で開催されます。やはり、安心安全な街という部分では、そういった取り組みをしっかりとっていただきたいと思っておりますし、また、そのためには、消防団の活動を市がしっかり支えていくという必要があるのではないかなと思います。なので、こういった消防水利の整備状況、あるいは消防自動車更新の際に、しっ

かり協議して、可能な限り、地域の実情に合わせた水槽車等を配備する必要があるときには、しっかり配備していただきたいなと思います。

そこで総務部長、最後のご答弁をお願いします。八街市の防災をしっかり取り組んでいただくにあたって、あるいは、消防団の活動を支えていくにあたって、市を代表してというか、最後に一言ご答弁をお願いいたします。

○総務部長（山本雅章君）

消防団につきましては、例えばですが、市の行事、出初式であるとか、消防操法大会、そういったものもごございます。あと、機械器具点検、それから、先ほど、山田議員がおっしゃられていた消防水利の点検、あと歳末警戒、こういった部分で大変ご協力をいただいているところです。

それから、また、地域の防災活動としまして、火災時の出動、それだけではなくて、強風が吹いたときには強風警戒などにもあたっていただいていると。それから、台風の時にもいろいろとご協力をいただいております。地震等の災害、大規模災害、こういったことが起きた場合には、消防団の方に頼るところは非常に大きくなると思います。

消防活動といいますのは、人の身体・生命、財産を守っていくという、こういう崇高な使命のもとに活動いただいております。ですので、また、引き続き今後も市の行事、それから地元の地域防災活動にご尽力をいただきますよう、よろしくお願ひしたいと申し上げます。

よろしくお願ひします。

○山田雅士君

非常に力強いお言葉、ありがとうございます。消防や防災に関する者といたしましてうれしく思います。

総務部長と私の思いが重なったということで質問を締めさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（木村利晴君）

以上で誠和会、山田雅士議員の個人質問を終了します。

この定例会に通告されました一般質問は全て終了しました。

日程第2、休会の件を議題とします。

明日24日から25日は、休日のため休会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村利晴君）

ご異議なしと認めます。明日24日から25日は休会することに決定しました。

本日の会議はこれで終了します。26日は午前10時から本会議を開き、提出議案に対する質疑を行います。

長時間ご苦勞さまでした。

（散会 午後 2時51分）

○本日の会議に付した事件

1. 一般質問
2. 休会の件